

して、農業の動向に關する年次報告であるとか、あるいは施策の文書提出といったようないろいろな点を義務づけております。従いまして、全般的に農政に対する国の責任ある措置を求めておるといふ点から考えまして、従来の国の施策を大きく前進させておるといふ点からかんがみまして、その早期成立をはかることが、農民のためにも、また日本農業のためにも必要である、かように考えるからでございます。なおまた、第三の理由といたしましては、現に全国各府県においていろいろな形で農業法人化の動きが顕著に見られるのでございますが、これに對しましてはつきりと法的な根拠を早く与えておきませんと、現に、法人化しました経営におきまして、經理の処理その他いろいろの点において問題を持つておる点もないわけではございません。一たんそういうことが露呈されまると、今後の法人化に對しまして逆になそれが一つの足どめとなるというふうな懸念もございまして、私どももいたしましては、この際本法案の早期成立をはかつていただくということが、根本的にお願いをいたしたい第一点であるのであります。

しかしながら、この法案は、その掲げる目標ははなだいいのでありまするけれども、これを達成するための具体的方途であるとか、あるいはその目標に至るまでの過程が十分示されておりませんために、農村においては、一面、大きな不安や疑問があると同時に、いろいろの誤解を生んでおること否定できない事実でございます。この点につきましては、提案されております政府案は表現がいささか抽象的

であり、かつまた、言葉から受ける感じが弱いというか、そういう点があるのに反しまして、社会党から出されております案、あるいは民社党の案においても、一部そういうふうに見受けられますが、内容や考え方についての議論は別にいたしまして、とにかく、より具体的であり、より明確であるという点においては、各党から出されておる案の方が一歩前進をしておる、かように考えられるのでございす。従つて、そういうふうな一般的な不安や誤解がありまする現状におきましては、この法案を早期に成立させるためには、これらの不安や疑問やあるいは誤解に對しまして明確な回答を与え、これらの不安等を一掃するよう討議を尽くされ、また、広くPRを徹底することが必要であると存するのでございす。

以下、現に農村で持たれておる、あるいはまた第一線の県行政を担当する立場において抱いておられます疑問なり、そういうたものを二、三申し上げて、私の責めをふさぎたいと存じます。

〔委員長退席、秋山委員長代理着席〕

まず、不安の第一点でございますが、それは、この法案の意図するところは、構造改善といふか、構造政策がその中核であると存するのでありますし、また、そうでなければならぬと考える次第でございます。しかるに、構造改善の要素といたしまして、土地、資本及び労働力、この三者をあげることができるとございす。そのうち、土地につきましては、現在でも地価は高騰の一途をたどっておりま

するし、また、農民の他産業への就労が最近非常に増加はいたしておりますけれども、いわゆる離農の形態をとるというよりは、むしろ兼業化への傾向を強めておりまして、農民の土地に對する執着はむしろ以前よりは逆に強まつてきています。こういふふうな状況であります。関係上、政府案の意図せられます自立農家のための経営規模の拡大といふことが現実にはできる可能性がきわめて乏しいという事実でございます。従いまして、これに對しましては、いわゆる貧農が切り捨てられていくのではないかと、かような不安も出てくるわけでございます。現に、農村を歩いてみますと、かつて戦後の農地改革におきましては地主が土地の収奪を受けた、今度の法案におきましては、いわゆる貧農が土地を取られるのではないかと、かようなことをほんとうに心配している農家もあるの

でございます。また、このようない自立農家を育成するための最大の手段は、他産業の高度成長といふことに依存する形になつておるものであります。この他産業の高度成長がはたしてどこまで一体統くのか、期待できるのか、それらに對する不安もないわけではございません。従いまして、単に他産業の高度成長のみに依存する形をとつておる、構造改善の内部で条件を作り出す、そういう政策が比較的乏しいというふうな不安にもつながつておるわけでございます。従つて、どういふふうにして具体的に経営規模の拡大——ここで私が特に言つておりますのは、いわゆる土地の獲得という点でございすが、そういうことがはたしてできいくのかどうか、その手段と過程を

ぜひ一つ明らかにしていただきたい。これが農村の不安を解く第一の問題ではなからうか、かように私も考える次第でございます。

次に、構造改善の第二の要素である資本の問題でございますが、資本設備の高度化も、今後構造改善を進める上におきましてこれは大きな役割にならうものと考えるのでございすが、率直に申し上げまして、現在の農家は、いわゆるただの補助金はほしいけれども、借りる金には意欲がはなだ乏しいといふのが実は実情でございます。はなだしいのは、自己資金ですら農業に回さないで、むしろほかの有利なものに投ずるといふような、そういう投機的な傾向すらないわけではございません。いわんや、借金までして設備を高度化するということにつきましては、相當の不安もあり、また積極的ではないのでございす。いわゆる企業の觀念に乏しいのでございすが、これに對する対策を明確に打ち出して、財政投融資なりその他の形を通じて、農村にほんとうに資本の流れるといふことを保証していただくことが肝要ではなからうかと考える次第でございます。

次に、構造改善の第三の要素といたしまして、労働力の問題でございますが、これにつきましては、いわゆる技術的設備が問題でございます。これは、いわゆる成長部門である果樹、園芸、畜産等の商品生産農業を大いに發展させることが、いわゆる農業の遷移的拡大という形で強調せられておりますけれども、しかしながら、これを發展させるための個々の高度な技術といふものももちろん必要であり、現に

農村においてはそれがはなだ欠けておるといふことは御承知の通りでございますけれども、さらに、それ以上に、いわゆる経営や管理的な技術というものは、今度の拡大する規模の農業経営を推進するためには特別必要になつてくるかと考えるのでございす。しかるに、現実には、そういう経営的、管理的な技術といふものは、農家にははなだ乏しいのでございす。この技術的な確信の裏づけがないために、先ほど申し上げました資本につきましても、今まで借りたことのないような、あるいは多額の金を借りることになかなか踏み切れない、また、回収について不安が残るというふうなことに、もなりがちでございます。従いまして、これらについての今後の具体的な対策といふものを絶対に必要とするといふふうに私は考える次第でございます。なおまた、労働力といたしまして今後のこの構造改善の第一手になるところの農家といふものを一体どこに目標を置くかということが、一つの大きな今後の構造改善の問題点ではなからうかと考える次第でございます。と申しますことは、いわゆる專業農家に限るのか、せいぜい第一種兼業農家程度までその対象になるのではないかと、いふふうに考えるのでございす。また、現在の農家にはそういう構造改善のにはない手になる積極的な意欲といふものはなだ乏しい。従つて、この法案で理想を高く掲げておられますけれども、この法案の意図するものがほんとうに実現できる時期はいつであるかと言いますと、おそらく世代交代の行なわれるときまで待つほかはな

次には、生産政策における経営規模の拡大の問題であります。この中で、特にいわゆる個々の自立経営の創出、いわゆる協業経営化ということが一つの論点になっておるようでございますが、私も実際第一線で行政をいたします立場から申し上げますと、これはアイザ・オアというような問題ではなくて、むしろ、地帯により、あるいは経営の形式により、それぞれの地域の条件に応じて自立できる可能性のあるところは自立経営を促進をいたして参りますし、自立経営の見込みのないところにおきましては、積極的にいわゆる共同化というふうなことを指導する必要があるのではなからうか、かように考えておる次第でございます。

なお、この生産政策、ことに選択的な拡大をはかる今後の問題点の一つといひましてはいわゆる生産計画と需給計画、もちろん、国内自給の可能性もものは自給するというふうな前提も必要でありましようが、そういう生産計画と需給計画というものがはつきり一体でさるかどうかという点に一つの不安を残しておきます。その中で最も大きな問題点は、米に關するといひますか、米作についての方針を確立せられることが前提条件ではなからうか、かように考える次第でございます。と申しますことと。は、現在、米作につきましては、長い伝統があり、国の政策におきましても一番完備した形をとっております。従つて、米作であれば安心である、また、労働の収益も一番高いというふう

第三に、価格政策の問題でございますが、生産の選択的拡大をはかるためには、何と申ししましても価格支持政策を確立することが肝要でございます。先ほど米作について申し上げましたことのちやうど裏返しになるわけでございますが、いかに蔬菜や果樹やあるいは畜産に踏み切ると申ししましても、農民の行き先に対する不安というものは大きいのでございまして、従つて、これに對するはつきりした政策というものが打ち出されない限り、生産の選択

ような指導体制ができておりませんし、また、そういう指導の責任を一体だれが持つかという問題もはっきりいたしておらないのでございます。そういう意味におきまして、本法案の推進にあたりましては、それらについても格別の御配慮をなされることを特に希望してやまない次第でございます。

なお、この生産政策の中で申し落としたのですが、今後の新しい農業生産を担当するにない手といったしまして、大資本の進出をどういうふう

に考えていただくかということが一つの問題でございます。御承知のように、すでに水産会社が上陸作戦をとつて畜産等へ乗り出してゐる、あるいは農畜水産物の加工に乗り出してゐるといふことは顕著な事実でございますが、最近におきましても、たとえば、三重県でも、従来製糸をやつておりました亀山製糸が、新しく大規模の養蠶に乗り出してあります。いわゆる十萬羽養蠶を目標といたしまして、蚕糞、蚕沙の利用等をもちろん中心にしておるわけでありまして、大規模養蠶に乗り出してゐる。また、先ほど申し上げましたデルタ地帯の木曾町村におきましても、最近県外から大資本を導入する話が持ちかけられてゐるのであります。このように、大資本の進出を、今後のこの農業基本法案の内容の問題として、あるいは推進の方法としてどういふふうに考えていくかというのが一つの問題でございます。従つて、養蠶の場合に、製糸家と原料繭の生産者との間の関係なり、あるいは、たばこの専売制度における関係なり、そういうふうなこともいろいろあわせ考えますと、こゝろ大資本の進出によるところの大規模経営というものを今後どういふふうに考えていくかということが、一つの問題点ではなからうかと考える次第でございます。

〔秋山委員長代理退席、委員長着席〕

時間がなくなりましたので、大へん中途半端でございますが、あと私が申し上げたかった項目だけをつけ加えさせていただきます。私の陳述を終わりたいと存じます。

その一つは、本法案の意図せられるところは、先ほど申し上げましたように、基本的にわれわれも賛成であるのでございますが、ただ、その内容から見まして、いわゆる平坦地帯の農家が主たる対象になり得るのであつて、それ以外のいわゆる山村地帯あるいは沿岸漁村地帯の農家に対する対策というものがある。本法案の中ではどのように考えられていくのか、はなはだ不明でありまして、それらに對して私どもは大きな不安を抱いておられます。いずれの県におきましても、山村、漁村の問題が最近一番むずかしい問題になっておられます。あるいは山間の段々畑におきまして、あるいは階段の水田におきまして、あるいは小さな水田をたぐさる水田、あるいは小さな水田をたぐさる地帯では、自立経営も協業も現実問題としてできがたい。そういう地帯の農業を一体今後どういふふうにしていくべきであるか、そういうふうな対策もぜひとも一つこれは考えていただきたいのでございます。

このほか、この法案を推進するにあたりまして、農業諸団体の役割をどのように考えていくか。民社党の案におきましては、農業協同組合の役割というものが中核になっておられて、かなりはつきりしたことがうたわれてゐるのでございますが、この農業団体の役割なり、また、その役割を果たすための団体の整備という点につきまして、いろいろな問題があるわけでございます。そのほか、なお、この法案を推進するにあたりまして、各県の計画と、府県の間のいろいろの相互調整の問題でありますとか、いろいろの問題がございます。これらにつきましても若干意見を申し上げたのであります。時間が経過いたしましたので、この程度でとどめさせていただきますたいと存じます。

要は、冒頭に申し上げました通り、いろいろ問題はございますが、この段階において本法案を早期に成立さしていただくことが今日の農政の前進に大きく寄与する、そういう意味におきまして、私はぜひともそういうふうなお取り計らいをいたさうに特にお願いをいたしまして、私の陳述を終わる次第でございます。(拍手)

○坂田委員長 ありがとうございます。

○渡公述人 私は、全国の開拓者連盟の委員長をいたしております渡でございます。

農業基本法の問題につきましては、基本的な考え方は、政府案も社会党案もともに同じであるといふふうにわれわれは理解して、また、今の日本の農業の新しい転機にはぜひこゝろいふ角度から検討をしていただくことが必要だといふことを考えておられて、この問題の提起と問題の基本的な考え方については大いに敬意を表し、ぜひこれを進めていただきたいと思つてございまして、この問題を契機といたしまして最も喜ぶはずの農民の諸君の間に、非常に大きな不安と不信の念が生まれてゐるといふことは、非常に大きな問題であるといふふうに考えます。

まず、私は、基本法の考えております、法律の体裁になっております考え方は、現状からこの問題をどう具体化していくかという具体的な政策が各党の中でまだ御検討がない、これが農民の方々に理解されていない、誤解を生ずる一番大きな点であると考えております。この点は、早く具体的な案をお示し願つて、問題の具体的な説明に資していただきたい、かように考えますが、現段階では、農業に対する基本的な考え方、自民党と社会党において大きな違いがございます。これは農民にとりましては非常に画期的な法律でございます。農民の将来の運命を左右するものでございますから、私は、こゝろ問題に慎重に御検討願つて、十分に意識の統一されたところ、あるいは各党のおの政策というものがございまして、ある程度まで超党派的にこゝろいふ問題の解明をなさしまして、そして、最も農民の事情、要望にこたえられるように審議をしていただき、直すべきところは直していただくようにして、十分に時間をかけて慎重に御審議願ひたい、かようにまず私は考えるのでございます。

まず、問題点といたしまして、従来の農業政策と質的に変わつて参りましたことは、食糧政策というものが今度の法案の中でははつきりとうたわれて、従来食糧政策の観点から農業政策というものが、農民に理解をされておりましたが、その点が非常に希薄になつております。また、農民の中のたくさんの人たちは、日本の食糧供給のにない手としての考え方の上に立つて農業を営んでおられますが、最近の麦の作付転換とかあるいはいろいろな需給情勢の変化によりまして、従来の食糧生産政策というものが非常に希薄になつております。農民の心の中では、また何かの事情で国が食糧生産を農民に必要とするときには、一片の

法律でまたすぐこれを變更されやしないか、せつかくこゝろ自分たちが資本を投下していろいろ新しい経営に切りかえても、そういう危険が十分にあるし、そういうときには一体国はどういふふうにしてそういう問題に對処をしてくれるかというのをやはりこの法律の中ではつきりと示してもらいたいという意向もかなり多くあるといふふうにわれわれは理解いたしておりますので、この点も一つ十分にもう一度別な角度で御審議を願つて問題を解明していただきたいと思つてござい

に、日本で特殊とも言われるような農業と、経営採算を度外視した農業と、多角経営という二つの特殊な経営形態に発展して参り、これがやはり農業の近代化を阻害している大きな内部的原因になっているというふうなわれわれは考えておりました、これをどういうふうな形で突破して参るかということが、やはり今度の基本法で論議されなければならぬ大きな課題であると思つてございます。この点につきましては、われわれの考え方では、今度基本法が創設したところから、今度自立経営という農業の経営形態、二町五反程度の経営ではたして今後他産業との生産性の均衡のとれた新しい発展方式がとれるかどうかというのをもう一度再検討してみなければならぬというふうな考え方が農民の間にもかなり出て参りました、そういう考え方の出て参ります大きな原因とでも申しますか、そういう原因を調べてみますと、ずいぶん多くの農民は共同化とか協業化という新しい方向に進んでおりますが、協業化、共同化をいたします第一の条件といふものは、土地に対する地代、資本に対する利潤、労働力に対する労賃というふうなものが適正に評価されて、企業経営として採算が合うか合わないかというふうなところまでこの問題は発展して参ります。自立経営の農業形態では、こういうような農業経済の算定をいたしませんで、主として投下した労賃収入部分というものが大きな収入のウエイトになりまして、企業と生計費というものが非常に分離しにくい状態になっておりました、将来日本農業の農家の安定の方途はこの自立経営の

二町五反程度の経営で他産業の人たちと同等な所得を取り農業の近代化が他産業と並行して進められるかどうかということが農民の中にも大きな疑問点になっておりました、この点は、どうしたらいいのかということはまだはっきりとわれわれはつかんではおりませんけれども、とにかく、協業化というふうな方向に進んで参ります一つの大きな現象を見ますと、当然、ただいまのような方向に向かいつつありますので、この点は、やはり、他産業と均衡した、生産性の向上とその所得の格差というものを是正するということが主眼でありますれば、必ずしも自立経営、必ずしも共同経営というふうな固定した考え方ではなく、やはり、農民の自主的な意図によつて、現地のいろいろな状況に応じて十分に農業が近代化し所得が増大するような農民の意図を中心として、これを国が保護助成していくというところの方が農民の実態に合うのではないかとこのようにわれわれは考えております。

次に、自立農家の創定でございますが、近代化委員会を出しております試算では、経営の未確立ないわゆる非自立農家というものが相当数存在をしていくということが出ておりました、この人たちは将来一体どうなるのかというふうな大きな不安がございまして、この人たちは将来自立安定農家に育成して参るのか、あるいは所得だけの合理化をはかつて現状の程度で進んで参るのかということが、この階層に属している農民の人たちの大きな不安であると思つております。私は、日本農業の特長をいたしまして、五百万農家あるいは六百万耕地というものが長い間継続さ

れ、これが一挙に解消できないという特殊事情というものがございまして、やはり日本ではある程度の農家が存在しなければならぬような要因があると思つております。資本主義の発展過程で必ずしも西歐並みに農家が減つていくような平面的な考え方ではなく、日本にはやはり日本の特殊事情があつて、特に日本の農家は特殊な経営をせざるを得ない状況になっておりますので、ある一定の農家の存在ということとはやはりやむを得ないものであつて、その農家を新しく近代的に発展させる方途ということが一番重要な事項で、今のうちに能力のある人が自分の能力に応じてどんどんどんどん進んで参るといふことではなく、これらの階層の人たちがやはり相当安定した農家になり得るような措置をこの際お考え願つておくことが大事なことだといふふうに考えております。そのためには、やはり農地問題というものが将来の経営を決定する大きな要因でございまして、約二百五十万と称されておりますこの階層に属する農家が二町五反なり三町なりの経営をいたすためには、相当の耕地の拡大というものが必ずや必要になって参ります。この点は、やはり、従来の国土の利用計画とか、あるいはいろいろな計画で、日本の未墾地をもう少し農業上に利用すべきであるといふようないろいろな従来の資料がございまして、このいろいろなものを基礎といたしまして、その拡大をはかつていく必要がある。特に、畜産を重点とした発展の方式を考えますと、どうしても未墾地の開放というものが新しい農家の安定に大きな役割を果たすといふふうに考えられます。未墾地の買収

と、ここに入り参る農家は、当然、既存の農家の中から新しい経営方式を考えている農家、あるいは分村とかいろいろな形で農家が分散移動をして参ると思つて参りますので、そういうものを十分に助成できるような対策をやはりこの制度の中で十分にお考え願つておくことが必要ではないかというふうに考へます。今のような農業の耕地の内部の流動だけで耕地の拡大と経営面積の拡大というものを解決するということには、内部的な事情から見てもなかなか至難なことだと思つて参ります。農民の方々は、たとい小面積であつても、祖父伝来の受け継いだ資産であり、自分の祖先の地であり、墓場を持ち、そこに生活の基礎を持っておりますので、あるいは他産業に出て参るかもしれないけれども、農地はやはり将来帰つてきたときに使つていふような形で農民の手に残り、決して、経営拡大の今考へているような方途で、安易に、農業をやらない人から農業をやる人に農地が移動するということは、農民の長い歴史と感情の中からは出てこないという段階から、また、国土の利用という点から考えても、やはり、開拓、開墾といふものはある程度進めるべきであり、また、経営上から参りまして、自分の経営の基地を下に持ち、草地なり牧畜なりの基地を上の方に持つて経営の姿が二分されるということでは、農業の生産力から参りまして、すべての点において不利であります。経営の主体になるところに生活の基礎を置くということが大事なことでございまして、草地の方の関係でも、将来畜産を振興いたすためにも、相当の草

地造成が必要であるというふうな資料も農林省から出ておりました、これは畜産振興の上からも必要であると考えますので、そういう観点から見ても、やはり、経営の基礎をその新しい基地に置くというふうな方途を十分にお考え願うことが大事なことであるといふふうにわれわれは考えておりました。

それから、もう一つわれわれが非常に疑問に思つて参りますことは、農業の近代化、いわゆる生産性の向上、他産業と均衡する所得をあげるということが、内部で一致した方向に進めるかどうかということとございまして、実は、所得を他産業と均衡させるということが主眼でございまして、それに必要ないろいろな施策が生まれて参りますけれども、農業の経営方式、生産方式を他産業と匹敵するような近代化をさせながら所得を上げて参るということになりますと、自作農家で相当の資本設備も必要になって参ります、また、家族経営や従来の経営方式で一定の所得をあげて参りますというふうな段階において必ずしも近代的な他産業と匹敵するような生産性向上の設備を内部で十分な議論もしてあるのを私は聞いておりました、この点は私はまだよく理解ができませんが、こういう点をもう少し説明をしていただいて問題の処理に当たつていただきたいと思いますのであります。

先ほど申しましたが、自作農主義だけでは問題は解決しないのではないかと、他産業との均衡ある生産性の向上という面では、非常に今申し上げた点から問題が出てくるというふうなわれわれは考えておりました、従来、個別経営が行き詰まりまして、どうにもこ

五

うにも生産力の発展が期待できないといふようなときに共同化あるいは協業化といふものが生じて参つております。あるいは個人では資本の装備あるいは技術、労働力の導入といふものがあるにしてもできないといふような場合、あるいは市場で品質の統一とか規格の統一とかいって商品充實をやるようなときに、そういう市場的な要因から協業もやるといふような形態が出て参りました。戦後、われわれの開拓地での問題はすいぶん研究をし、大かたの開拓地はこの共同なり協業なりという形で出発をいたしました。そのうちに個別経営に移り、現段階では、再び、内部の共同なり協業経営をしなければ農業の新しい時代に対応できないという動きが非常に多くありますことは、日本の新しい協業経営なり共同組織なりの考え方の上にかなり御参考になるのではないかと、いふにわれわれは考えております。

いづれにいたしましても、農家の中の、出て参ります方々もございまして、あるいは残る人もございまして、特に残る人の政策に重点を置いて、現在の農家から百万戸程度の農家を自立安定させるといふような近代化委員会の考え方を皆さん方がおとりになつてゐるとは考えてはおおりませんが、とにかく、兼業農家の、特に低位なものは別個といたしまして、少なくとも大部分の農家が自立安定に参ります方途をやはりこの際十分に御研究願うようお願いいたします。

今の考え方でわれわれの了承する範圍では、いわゆる経営的に非自立の一町歩程度の農家が協業をして所得の合理化をするということが問題になつて

おりますが、小面積の人が共同をしてやってみしても、単位当たりの所得というものは、投下した資本に比べて、その所得が大きくなるということは、われわれの経験では出て参りませんで、むしろ、借り入れ資本の償却とかあるいはいろいろな点でそういう点がかずれて参つておるといふ事例の方が多いのでございまして、やはり、共同化なり協業化をいたしますには、相当の規模で相当の人たちが集まつて有効に資本を動かした経営をうまく回して参りませんと失敗をいたしますので、今後この点についても十分に御審議願つて、未熟なわれわれではございしますが、われわれが失敗した経験を生かして、新しい制度の中で再び繰り返さないような措置を十分に御研究願いたい、こう考えております。

なお、従来の価格政策の問題でございしますが、農業内部の合理化というものがあまり強く進んで参りますと、当然保護政策というものの色彩が薄くなって参る懸念があります。農民の経済というものは、外部からある時期までささえられませんがやって参れません。自立で進んで参ります段階に至るまでは、従来よりも相当に強い保護を必要とするのではないかと思います。特に、価格政策につきましては、せっかく生産が上がり増産されても、価格の点でマイナスになってくれば、農家経済というものは直ちに破綻をします。そういう点から、従来の保護政策をさらにある時期までは一そう強化するということもぜひ必要ではないかというふうに考えております。

なお、他産業に行く人については、必ずしも国内の他産業だけで吸収する

といふお考えではなくて、国内の農業技術を持った人たちが海外に移住することも十分に可能でございますし、また、農民としても自分の年来の技術を生かせるので、こういう転出する農家の海外移住という点も十分に考慮願ひたいと思います。

さらに、もう一点、既存の農民の新しい対策というものがかなりここでは皆さんの熱意ある御審議をいただいておりますが、開拓農家の戦後十五年の苦勞というものは、皆さんも御承知の通り、一生懸命でやっておりますが、苦勞して参り、しかもこの農家は安定自立農家への意図が熾烈でございます。これはやはりこの基本法の中に特に従来の既入植者に対する特別な措置というものを考え下さいますして、この土地が集団化し、農業がある程度まで營農類型を基礎にして計画的に進展して参りますような条件が具備しておりますして、何とかやっていける素地がございますので、この点はやはりこの制度の中で十分に別個にお考えを願ひたいのであります。

さらに、農業に関連したいろいろな法律が出ておりますが、農業の共済等の問題の法律もまだ出ておらないようでございますし、これもやはり新しい農政をなさえる一つの柱でございますから、小委員会等で決定をいたしまして一案を一つ尊重されて、一日も早く御審議願ひようにし、いすれにしても、六割切り捨て、あるいはコルホー化というような、この決定的な、すべてオール・オア・ナッシングというような農政をなさらずに、やはり、農家の実情に即した、そして現実すぐに出発できるような体制を内部でお整え下さ

いまして、農民の要望にこたえていただくように切にお願いして、私の公述を終わります。（拍手）

○坂田委員長　次は、村谷永一郎君。

○村谷公述人　私、全国町村会の理事、岩手県紫波町長でございます。

全国町村会においてきめられた線に沿ってお話ししたいと思ひますが、基本問題につきましては、昨年末全国町村会においていわゆる農林省の委員会案というふうなものを検討いたしましたして、意見を決定し、関係方面に御提出申し上げておつたのでございますが、その後各党で今回法案の御提案というふうな運びになりましたが、地方自治体関係の事柄から申し上げます。ただきたいと思ひます。

農業政策については、国の果たす役割はまことに重大なものであることは申し上げるまでもございせんが、同時に、地方の末端における市町村の果たす役割が実際は非常に大きいというふうに、現実の問題として考えざるを得ないのでございます。この場合に、現在の政府提案の基本法の中に、いわゆる地方公共団体という言葉を使つておられますが、私どもといたしまして何か物足りない感じがするところがあるわけでございします。というのは、国と地方公共団体の協力関係、あるいは国と地方公共団体の行政組織の整備とか、あるいは運営改善というような点も非常に不分明であります。末端の市町村長がこの仕事をやらなければならぬ場合に、責任を負わされてどの程度の仕事をどうやらばいいかというふうな点、実は多少懸念なきを得ないわけでございますので、こういう点について、ぜひ、二項の国と府県あるいは市町村と

いうふうな担当区分を明確にしたいわだいて、市町村長の権限はこうであるというふうにお示しをさせていただきたいと考えるのでございますが、何でも聞くとところによりますと、基本問題調査会の答申によると、基幹的事項は国でやる、それから、地方的弾力的な仕事は地方公共団体というふうにやられておるようでございますが、末端の市町村の行ないます事項については、ぜひ優先的に、事務の配分と申しますか、さらにその財源の付与についても特段の御配慮をお願い申し上げたいと思うのでございます。

それから、現在、たびたび公述人の方からお話がございますように、農村人口は現実にはどんどん減っております。昨年の十月の国勢調査の結果によりますとも、全国町村三千余りのうち八割以上が農村の人口が減っておりますというのが現実でございますが、その人口はすべて都市に集中をしている。これは農村ではとても行く先不安でない。人口の収容力の足りないということも事実であります。同時に、米も統制撤廃になりはしないかというふうなこともちらちら見えたりして、つい不安になってしまふというふうなことで、ますます都市と農村との格差が開くというふうな感じを抱かざるを得ないのでございます。ことに、私の懸念いたしておりますことは、農村地帯において、農学校を出た優秀な青年が農業に従事せずに他の産業に就職口を求めるというふうな実態があるのでございまして、こういふふうなことも、農業に対する何か魅力が失っているというふうなことで、農村にある者として非常に心配いたしておるわけでござ

ざいます。これらの点について、今回の法案においては、環境の整備であるとか、あるいは就業機会の増大というふうな、いろいろ農業経営構造の改善等についても御配慮があるようでございますが、こういった点は、具体的にどういふふうなことをやるのだというふうな、はっきりとお示し願えれば、青年諸君も安心して農村に残りはしないかというふうな考えるわけでございます。この御政策をやられる場合に、もちろん、基本法でございますから、抽象的、観念的にならざるを得ないかと思ひますが、さらにこの裏づけをなす特別法というふうなものをぜひお作りをお願い申し上げたい。おそらくおやりになるかと思ひますけれども、ぜひともこの点について御配慮を願ひたい。

それから、いろいろな政策を進める場合に、私も心配をいたしますのは、いわゆる後進地域、私岩手県でございますが、何か都市周辺のとこが財政投融資が多く受けられる。ひがみと思へばひがみかも知れませんが、どうもいなかの方はやはり依然としておられていく。これは、間に合わないからというふうな、ペイしないからというふうな考え方があつたらばそれまででございますけれども、何かしらそういうふうなひがみを感ぜざるを得ないのであります。ことに、農村の道路というふうなことにつきましては、もう実に惨憺たる状態でございますが、そういうふうな農村の道路というふうなことにしても、特に具体的な政策としてお取り上げをいただきたい。

それから、環境衛生、――衛生というふうなことになるかと、これはいささか農業対策というものははずれるかと存じますけれども、こういうふうな面も、医療に事欠く農村地帯があるというのを御認識願ひまして、この政策を行なわれます場合に、ぜひとも衛生政策というふうなことも取り入れられて考えていただきたい。つまり、この農業政策の中には、考え方として、農村計画といふもの、新しい村作りというふうな考え方、――従来、町村合併になりまして、ある程度町村の財政もよくなり、一般的な面においても向上して参りました。その後新農村建設計画というふうなこともやつて参りましたが、今度の基本法によりまして、その上にさらに新しいもの一つ、村作りというふうなものを積み上げていただきたいというふうなことを考えていただく必要があります。結局、地域農民というふうなものは、もう今、どうするか、どういふふうな政策が出るかというので、非常に心配をいたしておるときでございますので、まさに転換期に立つこのときに、ぜひとも足がかりとして農業基本法というものをこの際すみやかに御制定をお願い申し上げます。あるいは両院の間においては多少の差異がございまして、一つ何となく小異を捨ててこれを成立せしめるように、農民の立場からお願ひを申し上げます。以上をもつて公述を終わります。

(拍手)
○坂田委員長 次は、梅沢一郎君。

○梅沢公述人 私、東京から一時間半ばかりかかるところの農村におります農民であります。一町ばかりの田畑

に、乳牛二頭、今農業協同組合長をやつておりました、日夜農民の利益を守ろうというところで一生懸命やつておるのであります。今こうして農業基本法が自民党また社会党から国会に提案されて論議される。農民とすれば、全く、せっかく自分が跡継ぎにしようと思つた長男も農村を出ていく、あるいはまた農村には嫁も来ない、こういうふうな時期でありますので、何とかしないうちならぬ、こういうことか一生懸命やつておりましたが、なかなかこのむずかしい農村の中でのしがらみから抜け出すわけにいかない、こういうときでありますので、このように農業の基本的方策をどうすべきかということが論議され、国の政策として決定されることは、農民として喜ばしいことである。しかし、この農業基本法について、私は、今自民党が現在多数でありますので、実現最も可能なるものは自民党の農業基本法でありますから、そこへ焦点を合わせていろいろと勉強もいたしておるわけでありすが、どうもなかなかこれに重大である、かように考えておるのであります。

そこで、やはり、どうしても問題になりますのは、例の百万人の農家を二町五反の百姓に仕上げるのだというこの自立経営農家育成の政策、これであり。私のところ、組合員が五百五十名ばかり、農地がこれまた大体五百五十町歩、平均一町のところでありすが、ここで二町五反の百姓を作つていくのだ、十年間に私のいるところ、二町五反の百姓を作つていくのだということになりましたと、二百名をそこになる。ちょうど私のところは三十

一の部落がありまして、各部落に二十名くらいずつの農家があるものであります。七人ぐらゐの農家が二町五反の百姓になる、あとの十三人見当の農家が、今度は農業はもう野菜とあるいはたかだか飯米くらいで、工場勤め、あるいは勤め人になるのだ、こういうふうな姿が今出てきて、そしてこれを自民政府はやつていくのだ、こういうことであります。今農家が兼業として働きに出ておりましたところの労働市場において、ほんとうに安心した労働市場、行く行く生活に不安がない、こういう市場でありますならば、農家は喜んで出ていくのであります。農地を捨てて出ていくのであります。ところが、これが不安がある、首を切られたら一体どうなるのだらう、こういう不安のために、農家は、自分を出かせない、女房には一生懸命農地を守らせておる、こういう実態であります。

この労働市場を今のような姿のまま置いて、しかも今度十年間にこういう工合にして専業農家また兼業農家を農業から離脱させていくのだ、こういうふうなことになるかと、これはもういとも立つてもいられない、こういう不安にかられておるのが今農家の大部分の現状でございます。むしろ、私たちが言わねば、そういう場合には、ほんとうに安心して農家は出ていくのだという政治をまずここで打ち出して、そしてやつていくのが至当ではあるまいか。ところが、その道行きについてはさっぱり私たちにほつきりしたことがわかりません。私たちがかり立てて、そして農家の離脱をとかくそこでやらして、こんな

ふうなことをさへも考えられるのじやないかという非常に素朴な農家の気持であります。(「そんなことはない」「心配するな」と呼ぶ者あり)これは、国会議員さんはおえらいのでありますから、そういうことを考えないかもしれませんが、農家は素朴にそう考えております。どうか、こういう点につきましては、ぜひ一つ、大多数の人たちがほんとうにこれならできたら、こういうふうな仕組みのものを考えていただきたい。こういうふうな方途は、今私たち農村におる者といひますと、まず十年間にそんなことをやると言つてみたところでこれは絶対にできっこない、わしらはとても今のような状況では農地を手放すことはできない、こう五反百姓、七反百姓は言つておるのであります。どうかそういう点について御勘案をいただきたい、かように考えます。

次に、農業生産の問題について、選択的拡大、こういう言葉が言われておるのであります。これも、農家から見れば、特に私たちがあたりは、米麦中心、いわゆる関東平野のどまん中で米麦中心の農業をやつておる地帯であります。今までの米のみの増産が増産だと言つたところが、今ここでとつとつとして、選択的拡大である、需要の多いものに生産を振りかえていく、また、輸入農産物と競合するところの農産物の生産の合理化をするのだ、こういうふうな打ち出し方をされておりますが、実際には、今、私たち米麦作農家といひますれば、生産を増加させる一番手とり早い方法は米の増産であります。鴻巣の農林省東山農業試験場においても、ごく最近の米作の研究の結

果、関東平野においても、米は、適切な耕地条件を整備して管理をするならば、四石五斗あるいは五石という米作りをすることも決して難事ではないのだ、あたりまえなんだ、こういう線が打ち出されてきている。今私たちが実際に収穫しておられる米は、せいぜい三石足らずであります。二割や三割の増産は今のところではあります。ところが、米はもうそろそろ余りつくるのだから、まあまああんまり増産しなくてもいいというふうなものはかなる流石に流されておる。これでは農民は安心して米の増産に励むわけにはいきません。耕地整理をやるといふような意欲なんかも農家とすれば非常に減退させられるわけがあります。米の増産はほとんどんやるべきだ、しかしながら、不適格な地帯においては米を作ることをやめるのだ、こういうような指導でもされるならば私たちはいいと思うのであります。そういう点について非常にばく然としておる。この食糧管理法も、何か米はもうだんだんにやめていくのだ、こういうようなことも流されておる。まことに農家としては不安しごくであります。この点について、しっかりとしました。池田内閣がやる間は食糧はやっていくのだということではなくて、とにかく食糧管理法というものは存続していくのだ、これは堅持するのだ、日本の農家の収入の五割、六割を占めるところの米麦生産についてはお前たちに心配をかけない、こういう線をぜひ私は打ち出してもらいたい。しかも、なお、麦の問題については、皆様方も御存じのように、ああして政府は大変、はだか麦の特別措置法を成立させようとしておるわけ

あります。が、私たち麦作農家といったしますと、決して好きやこんで麦を作っているのではないのであります。できればあの大変なんというものは非常に採算の合わないものであります。からやめたい。しかしながら、やめれば肥料代が出ない。こういうふうなせっぱ詰まった気持で小麦を作っているのではありません。ところが、この小麦を、今度は人間が食わないから小麦はもうだんだんに政府は買わない、お前たちがもし作りたいというなら勝手に作ればいい、そのかわりその場合にはえさにでもするんだな、こういう程度の法律が今度提案されておるといふことであります。私たち関東の農民はこの間一橋の共立講堂で大会を開いて、そうして、はち巻をして東京の市内をデモ行進をしたのであります。私もそこに参加をいたしました。まことに、われわれとすれば、こういうような無慈悲な政治というものはないのであります。小麦の場合なんかには、もろし、大規模にして生産を上げるならば、労働力を節約するような生産方式を実行するならば、決して小麦だつて飼料にならないわけではないのであります。また、小麦が悪ければ、今度はい

資本がない。金を借りたといつても、国の方から低利のを借りられるといつても、それさえもなかなかむずかしい。ワケがある。こういうふうなことであります。ぜひこの際、この耕地条件の整備、徹底的な土地改良、この点については国が責任を持って全額負担をするというふうなことでやるべきである。そうして、近代化農業の設立ということは、言えれば農場経営、外国で言っているような農場経営、こういうようなものを目標として、もしめて自民党が資本主義的な農業として考えてやっているといるなら、なぜ農場経営というふうな考え方の政策が打ち出せないのか、私はこう考える。

次に、価格支持の問題であります。が、今、選択的な生産の拡大という場合に、農家は豚だとかあるいは鶏だとか、私自身酪農をやっておりますが、あるいは蔬菜、果樹、こういうふうなことで、できるだけ手間賃を取りたい、あるいはもちろんもう少し高度になれば資本に対する報酬も含めて取りたい、こういうようなことで一生懸命そういうような新しい仕事に手をつけたい。ところが、ここで一体待ちかまえていこうというところでございまして、あるものはどういふことでございまして、政府が有畜農家創設事業といふことで七、八年前に始めましたあの酪農経営、これは酪農振興法という法律がありまして、決して乳価というものはささえられない。そうして、ほんとうに採算の合わない乳価のままですつと来た。あの有畜農家創設法に基づいて、これは私どもの加須市の区域であります。六十戸ぐらゐの農家

が導入をいたしました。現在酪農をやっている者はその半分にも足りないのであります。あとの農家は、酪農ではなくて苦農だから、この際私はやめなんだ、こういうことでやめて参つておるのであります。また、豚の場合、今、豚なんかについても一生懸命に飼つて、一町そこそここの農家で、豚を飼う場合には多頭飼育でないといけないうこと、一度に三十頭あるいは五十頭飼おうというふうな豚舎を、言えれば天井からおちたような気持でやっておるのであります。ところが、農林省のあの千葉の畜産試験場へ行つてみれば、一人で豚なんというものは三千頭ぐらゐ飼えるのだ、自動給餌機というので豚を飼えば三千頭ぐらゐ飼えるのだという。なるほど、ある新聞で見ますと、どこか神奈川県の方ではそういう豚飼いが出てきておる。そうすると、一体三千頭ぐらゐの豚飼いと、あの二千頭、三千頭というふうな豚飼いは、どういふことになるのだらう。ところが、今度畜産物価格安定事業団とかというふうなものができるか、あるいはそういうふうなものを作ろうというところで政府は考えておるといふ。その場合に、豚の価格を下へて入れようとするの価格というものを幾らに見込んでおるのかといったならば、何かキロ二百十五円、そういうことで、これはまあ私がもし聞き間違えておるのなら訂正いたしますが、そういうことであるといふと、これはもう豚飼いの農家は首をくくつてからでなければもういふやうな価格支持の恩典には浴せない、こういうことに相なるわけがあります。鶏の場合なんかも、今私たちのところで三

させておいて、要するに資本の蓄積を許さない。貧乏な農家のままにしておいて、そして、今ちよつとばかり米が緩和されてきた、麦がちよつとばかり余つてきた、このときになつたら、お前たちは自主独立していくのだと言ふ。内閣から出されております農業基本法の中に、農業者の自主的努力といふものに対しては援助をしていくのがこれの本旨である、こう書いてある。私はとんでもない話だと思ふ。まづ国が責任を負うべきだ。国が責任を負つて、そして、この立ちおくれた農業に対しては、余すところのない、いわゆる財政投資と申しますか、そういう投資をして、完全なる耕地条件あるいは水利条件、そういうようなものをここでまず打ち出す、その上に立つて私は農業政策をやつてもらいたい。

そういうような観点に立ちまして、自民党の農業基本法といふものは農民にとつては納得のいかない、合点のいかない、まことに無慈悲な残酷な法律である。一つこの際、そういう意味合いにおいて、農民がほんとうに救われる方途といふものを何があつてもとにかく打開し、構立していつていただきたい。この農業基本法といふものはほんとうに重大な法律でございますので、どうか、農家といひますと、ぜひそういう点について思いをいたされまして、真剣なる御討議、御論議をいただきます。農家が納得のいくところの政策をぜひ打ち出していただきたい、公述を念願を申し上げまして、私の公述を終わります。(拍手)

○坂田委員長 公述はこれにて終わりました。

これより公述人に対する質疑を行ないます。
質疑の通告があります。これを許します。

念のため申しますが、一時ごろまで御無理でもお願いをすることにいたしました。通告者が六人おられますので、大体十分程度にお願いいたします。

網島正興君。

○網島委員 簡単にお尋ねをいたしますが、田中さんに最初一つお尋ねをします。

それは、大体自営農家の実現は困難だと、これは皆さんおっしゃいました。これはちよつと誤解がありはせぬかと思ふのです。ことさらに自営農家を百万戸作り上げるといふことは、この法律では何にもございせん。なるほど、この法律をこしらへる前にいろいろな意見があつたところもあるようですが、法律といふものは成立する一つの厳とした規制力を持つて発動して参りますので、その前にどう言つたとか、こつちうもつじやつたとかといふことは大体関係が薄くなつて参ります。立法理由が明記してない限り、それはなりません。しいて言へば、立法理由といふものは前文といふものがこれに近いと思ふ。その中には一つもそういうことはございせん。そこで、たとえば、信濃川平原であるとか、あるいは濃尾平原であるとか、あるいは筑豊平原のまん中、単一農業をおもにやるようなことが自然事情になつておるところは、大体相当の規模でないといふ行かぬでございまして、それから、そういう地域においては勢い自営農家をこの程度ならいけるというめどをつけておくことが大切だと思ひます。

すので、そのことについてはいづれ他の立法に待つのであつて、かようなものも作らねばならぬと思つておるのであります。困難であるといふのは、全部山間地までどこまでもやるという意味と誤解をなさらずにおつちやつたのか、あるいは、これはこの法律に書いてございまして、主要な地域的に計画を立てるのでありますけれども、こつちういふところをよく御考察になつて考察されての御意見でございしたかどううか。幸いにそうでなかつたらなかつたことではあります。

それから、資本整備の問題とか、生産手段を明らかにせよという御意見でございした。これはもちろんやるのです。基本法といふものは、字のごとく基本法でございします。これにはたゞくさんの法律を装備しなくちゃ一つの固まつた政策とはなりませんので、それは農林委員会だけにかかるといふことは、他の商工委員会等にもかかりまして、都市の形成とか、そういうものもみんなかかつて参るのでございします。こつちういふ点も、割合にあなただけの御意見は法文を讀んでおいて、そこ御意見のようでございしますから、そこで、そういう点はどういふ御意見であつたらうか。基本法といふものだけをやつていくといふお考えでございしたか、それともそれよりなかつたか。

それから、もう一つ、村谷さんは、町村は何も書いてなくて義務だけあるといふお話ですが、これは、御承知の通り、平衡交付金等を得るにしても、法律の原因によつて出したものは、原因になりましようから、私どもがその用意をして、特に協力をせにやならぬ。協力は法律的根拠によつてしたといふことを明らかにして自治行政にまかせられるわけでございますので、この点、それらを御承知の上で特にそういう御質問になつたのか、あるいは、それでなくて、義務だけで終わらせるといふことで御発言になつたのか、その点も伺つておきたいと思ひます。

○田中公述人 ただいま私にいただきました御質問といひますか、あるいは御意見といひますか、それに対しては簡単に答え申し上げたいと思ひます。

まず第一番に、私が自立農家の実現は現実の問題としてなかなかむずかしい状況にあるといふことを申し上げたのであります。その点は、一般的な問題といひました。個々の農家に對してはそれだけ必要な土地の獲得が条件になるわけでございますが、そのこと自体に相當の困難性があるといふことを指摘いたしましたのでございします。特に山村あるいは漁村地帯における問題といひました。たとえば、網島先生御郷里でよく御存じでございますが、ああいうふうな漁村だとかあるいは山村の多いところでは、階段水田、階段畑が非常に多い。ああいうふうなところで實際問題として自立経営をはかるといひました。これもなかなかむずかしい。また、協業化の道をとるにいたしましても、これも現実の問題としてむずかしい。そういう事態が多かれ少なかれこの県にも存在をいたしております。私も県政を担当する立場にいたしましては、やはり、そういう山間の僻地に対する農政というものの裏づけが従来割合に少なかつたのじやないだらうかといふふうな気が

いたしました。今度の基本法におきまして、そういう感じがいたしますので、せつかくこつちう法律ができるものである以上は、こつちう方面への施策も、これはもとより農政一本で解決できるとはわれわれも考へておりませんけれども、こつちう方面の御考慮もぜひいただきたい、こつちう趣旨で申し上げたのでございします。

それから、第二に、自立農家を達成するための具体的な手段なりあるいは具体的な過程といふものが明らかでないといふことを申し上げたのでございします。これにつきましても、この基本法自体は一般的な原則といふものを示して、これに付帯した個別の立法なり施策でもつて別途お答えをいたしたくといふふうなことももちろん可能でありましようし、また、農林省の政策ばかりでなしに、ことに他産業への就業の確保といふようなことになりますれば、当然に通産省初めほかの省の政策にも関連をいたすのでございまして、この点は、私もいたしましては、別に基本法でどうしてもそこまではつきりさせなかつたといふことを申し上げておるわけではございせんので、一応、基本法の成立にあたりまして、それらに対する国なりあるいは国会の方の考え方といふものがある程度示していただいて、農民の現実の不安にお答えいただくといふことが必要じやないか、こつちう趣旨で申し上げたのでございまして、御了承いただきたいと存じます。

○村谷公述人 国は法制上または財政上の措置を講ずるといふことになつておるようでございします。あえて私が申し上げましたのは、おそらく地方交

付税の中に含んでいるというふうなことで措置せられるのではなからうかと存じますが、実は、地方交付税という魔術によって私どもは困った例がございます。たとえば、補助金等が、かりに五万円なら五万円という場合に半分で二万五千円になるわけでございますが、実際には七万円かかる、その半分の三万五千円でなければならぬものを、五万円として二万五千円という場合がよくございますので、その点特に申し上げて、実際に間に合うような財政措置をとるという意味で申し上げただけであります。

○綱島委員 あとお答え願わぬでもよろしうございしますが、私も法律に義務づけをして公共団体の協力と書きましたのは、財政措置の標準基準になるように特に書いてあるのでございしますから、さようなことのないようにあらかじめ用意しているのでもございしますから、御了承願います。

それから、次に梅沢さんにお尋ねいたします。

何か政府があるいは政党が農村を立ち行かないようにしたんだというところに近い御発言でございしましたが、そういう意味でございしますか。農村が立ち行かないような事情がたくさんございします。農村ばかりでない、中小企業等にもございします。そういうようなことは政府がことさらにしたと理解をされて、あなたの言葉の上ではそういうふうには言われませんが、そういう理解でございしますか。

○梅沢公述人 今の御質問でございしますが、積極的にならうという意図があったとは私も考えません。しかしながら、現実にはいゆる消極的には結局そういう

うことになった。もしそれを積極的に打開する方途があったならば、これは私は、今のようない農業というものはもう少し前に改善されておつたのではなからうか、かように考えるのであります。

○綱島委員 ただいまのお話でございしますが、実は、さような事情が農村に出て参りまして非常に困るというところから、これらのことに對する手を打ちたいということで基本法ができたので、基本法というものはその不利益状態を温存するというところに努めているのではないという御理解はございしますか。

○梅沢公述人 結局、今までの政策といふものが、結果的には適切でなかつた。そのことのためにこうして積み重ねられていくば百姓といふものがほんとうに生活に行き詰まった、こういうふうなところまで来たので、しようがないからここでさういふような政策をぶち出してやる。そうして、できれば、ここまで来たのはしょうがないから、これから先とにかく積極的に打開していくんだ、こういうようなことでもございしますから、もちろん前のものを温存するところは温存しなければならぬであらうし、積極的に打開するところは打開していかねければならぬであらう、こういう工合に私は考えております。

○綱島委員 それだと、先ほどのからのお言葉は非常に受け取りがたい。たとえば、選挙の拡大といふことの中に麦の問題がある。麦は、御承知の通り、大体大麦とはだか麦で二百九十五億円昨年買つております。そのうち五十億くらいはほとんどどめどがつかないので

す。昨年も一昨年もございします。そうして、結局月に十億近い倉庫料を払つていて、こういうことでありますから、一応選挙的な政策を行なうよりしようがないところへ押し詰まつておる。それで、今までも、農村の実際の耕作形態といふものをどうしても尊重いたすものでありますから、何か考えねばならぬといふことを考えつとつとつとつこまで来たといふことで、あなたのとおっしゃつていふような勝手ほうだいにしようという意思から来たことではない、こういうことは御理解できませうか。

○梅沢公述人 私も、実は、麦の問題については自分たちに直接の利害関係があることでありますので、いろいろ研究をいたしまして、たとえば農林省の鴻巣の東山農業試験場あたりへ行きまして、いろいろ麦の研究などにつきましても聞くのであります。いまゆる畑作に對する研究、また、麦、特に大麦、はだか麦に對する研究、これはまことに今まで放置されておつて、この重大なる麦に對してほとんど基本的な研究がないのではないかと、さういふようなことで、麦の問題について行き詰まつてきたので、農林省の方でもあつて、おとしあたりか初めに東山農業試験場の分場として上尾に畑作研究の部門を独立させた、こういうふうな動きがあるようでございします。もし麦の問題について五十億から百億の金がどうしてもつたないからこの際百姓はがまんしてくれといふこととでございしますならば、さういふようなことでほんとうに一生懸命研究をしたのだが、なかなか早く収穫のできる麦であるとか、多収の方法であると

か、労力の節約できる方法であるとか、さういふようなことがどうしても実現できないのだからこの際だめだといふことならば、さういふ時期にさういふ政策はやつてもらう、またとにかくさういふ点についていゆる政治としての責任といふのが十分に果たされていないままに現在に至つておるのではないか、かように考えるのであります。

○綱島委員 今の麦の問題は非常に重大でございしますから、お話ししたように、麦といふものの特色は、御承知の通り、他の農産物のできないときにできる。別のものは夏とれるが、麦は冬とれるといふ、これは非常に便利な植物でございします。けれども、小麦は去年二百八十三億買いましたが、全部これは売れました。ところが、これには今の小麦よりも今おつした通りに十日くらい早くできまして、あと麦の植えつけ、田やその他イモといふものに間に合います。さういふことで非常に困るものだから、あらゆる研究をやつて、御説の通り間に合はぬので、一応これはしょうがないかといふのであつたものを出したのです。ところが、非常に朗報が起きました。ところが、パンパスといふものでやると七倍くらい効果がでるというところから、それなら麦を早どりせぬでもいいといふことになるので、政府はできるだけ努力いたしておりますから、この点はどうぞ御了承願います。

○坂田委員長 次は、角屋堅次郎君。角屋委員 午前中四人の公述人の御意見があつたわけですが、主として自民党の推薦である田中公述人、村谷公述人にお伺いしたいと思ひます。

昨日の公聴会における公述人の供述の場合もさうであります。各党それぞれから出されておる方々がいずれも党に直接関係のない方が多いわけでありまして、従つて、推薦の形式としては社会党あるいは自民党から出されておりますけれども、いずれも農民のためのもつた農業基本法といふものを十分に慎重審議をしてこれを作り上げてもらいたい、さういふことが超党派的な希望であつたわけでありまして。また、本日、田中公述人並びに村谷公述人から、特に時限を切つて、今度の国会でこれを通すようにして欲しい、さういふふうな話が出たわけでありまして。けれども、御承知の通り、今度の国会には農業基本法並びにそれに関連する農地法、農協法の一部改正以外にたくさん法律案が出て参りまして、これらの法案の処理等も今日まで六、七件やつて参りまして、その関係で、農業基本法の論議そのものとしてはわずかに十数時間今日までに費やしておる段階であります。しかも、さういふ公述人あるいはきよりの公述人から出しておる意見からいたしまして、いろいろ農業基本法の中で包蔵しておる具体的なプランといふものでもできる限り明確にしない限り、これが実施の過程でそこが起らない限り、あるいは政府・自民党の考へておる農業政策の基本の問題については、構造政策面、生産政策面、あるいは価格政策、さういふものについての本質を十分に理解しながら、さうしてそれらの問題についての問題点を具体的に処理しながら、りっぱな農業基本法を作るためには十分に時をかし

ていかなければならぬ、さういふ観点

を私はかねてからとっておるわけでありませう。同時に、第一次産業の場合で考えますと、例の農林漁業基本問題調査会からは、農業に対する答申以外に、林業答申あるいは漁業答申等も行なわれておりました。私もその一つとして、農業、林業、水産業を含めての第一次産業に対する国の基本的な政策を総合的にやはり考えなければならぬという立場を持っておるのであります。遺憾ながら、林業の問題については林業答申は出ておりますけれども、今次国会に林業政策そのものについての方では何ら明らかにされておらない。また、漁業問題についてもいまだに沿岸漁業振興法の問題を含めて漁業政策の問題については法案が提示されてないというふうな段階にもあるわけでありませう。先ほど田中公述人の意見の中にも、山間部における農業政策の問題、あるいは沿岸地帯における農業政策の問題等も十分精査されなければならぬという御意見もございましたが、これらの問題は、農業地帯だけの問題ではなく、やはり、林業との関連、沿岸漁業との関連、こういうものを総合的に精査しなければならぬ。そのためには、農業政策として、あるいは林業政策として、漁業政策として、それぞれ出されてくるものを総合的に検討しながら、りっぱな第一次産業に対する政策を打ち出す、これがやはり今日の段階における国の政治の責任であるというふうに私は考えておるわけでありませう。従いまして、そういう観点から申し上げます場合には、今日における農業基本法を中心とした議論の時点、あるいはまた、今申しましたような観点からいたしまして、

十分それらの問題を政府みずからも積極的に出してきて、それらの総合的な視野の中でこれらの問題を処理していくという立場は、私はやはり第一線の地方自治体を預かる知事あるいは市町村長の立場から見ても当然の希望ではないかと思っております。単に農業基本法そのものが今次国会に出されてきたから、この国会でどうしても通していただかなければならぬという立場には、根本的にはやはり欠陥が包蔵されておるのではないかと。十分、やはり、これらの問題については、国際的にも注目され、日本の農業基本法として今後打ち出されていくわけでありませうから、西ドイツ初め諸外国の農業基本法の実施過程あるいはそれらの結果も十分勘案をして、日本の土地に合った農業基本法をお互いが衆知を集めて作り上げていく、こういう努力を十分にやっていく必要がある。

〔委員長退席、田中公述人委員長代理着席〕

単に、農林漁業基本問題調査会の答申が出て、それを受けて立つて政府原案が出てきた、そして国会の論議の十分なままにこれを強行突破をするというふうな形ではなく、あくまでも、農業団体あるいは農民、農政学者、各界各層のあらゆる衆知を集めて、日本のグラウンドに合ったりっぱな農業基本法をなるべく早い機会に作り上げていく、こういう心がまえが地方自治体としての願いではなからうかと思っております。きよりの公述人の公述の前に、おそろしく今申しましたような一点についてはぜひ一つ加えておいてくれということであつたかどうか知りませんが、

も、田中公述人の後ほどの構造政策あるいは生産政策、価格政策等にはわれわれも十分共鳴し得る点が多々あるわけでありませうけれども、第一点の問題については、なぜ今次国会においてどうして成立させなければならぬということをお田中公述人並びに村谷公述人は強調されるのであるか、今私が申しました点についてはどういうふうな考えをおられるかという点について、まずお伺いしたいと思います。

○田中公述人 ただいま角屋議員のお述べになりました点は、基本的に言つて私どもの考えと相違があるわけではないのでございませう。私どもも、せっかくできる基本法であるからには、ほんとうに世界に誇るに足る基本法であり、同時に、日本農業の将来の長い展望にこたえられるものでなければならぬ、そういうふうなことを考えておりませう。従いまして、冒頭に私も申し上げました通り、慎重な御審議を十分尽くしていただきたい、また、各方面の意見も十分一つお聞き取りいただきたい、これは私どもが最初から申し上げておるところでございませう。ことに、水産とかあるいは林業とか、そういう方面の法案がまだ用意されておらぬというお言葉でございませうが、これらにつきましては、この農業基本法案に続いて引き続き提案されるという期待を私は抱いておるわけでございます。

特に早期成立を希望する考え方といったしましては、今日、日本の農業あるいは農村の当面しておる事情というものは、すでに相当の事態が現れておるのであります。先ほど私はその一例として申し上げたのでありますが、たとえば、いろいろの形で農業の法人化が

随所に行なわれてきております。あるいはまた、大資本が進出をするというふうな事態も見られておる。これらに対しまして、国としてあるいは地方の自治体としてどういうふうに対処すべきかというふうなことにつきましては、早く法律のよりどころを私はいったきたいのでございませう。ことに、たとえば共同化の一つの形態である農業法人にいたしまして、早く法律の根拠を持って指導監督をいたしませんと、経理面なり管理面なり、そういう面におきまして、かえつて問題を起したり、あるいは欠陥を露呈するといふふうなことになるかと、今後共同化を大きく進めるといふふうな場合の支障になるような事例となるのではないかと。そういうふうなことも懸念されるのでありまして、そういう意味で、この基本法は、今の政府の原案ではいわずに基本原則を定めるといふふうな内容のものになつておまして、ほんとうはもう少し掘り下げていただきたい点もあるわけでございませうけれども、一応こういう法案で早く成立をさせていただいて、そして、これに続く具体的な政策は個々の法律なりその他の形をもつて処理をしていただくことも可能ではなからうか、こういう考え方で申し上げたのでございませう。

○村谷公述人 私の答え申し上げるのも、ただいま田中公述人が申し述べられたと大体同様でございます。結局、農民は今足がかりが何とかなほしたいというふうな気持があるわけでありませう。実は、二、三日前でございませうが、五十人ばかり町村長が集まりまして、これは慎重にやつて、まず今すぐでなくてもよからうという人もだ

いふありました。しかし、これはなるべく早くやつてもらいたいという声がいふ強かつたものですから、私は、そういう意見を反映する意味で、すみやかにというふうに申し上げたわけでありまして、論議の点については、どうぞ国会の方においても十分考慮していただきたいと思ひます。

○角屋委員 きよりの今までの公述人の中で、政府自民党の農業基本法の性格として私どもが判断しておるところを端的に述べたのではないかと。思ったのは、読売新聞の田中公述人の意見でございませう。これは、ざっくりと、池田総理の抱懐しておる農業に対する見解、あるいは農業基本法の主流をなしておる考え方を端的に述べておるものじゃないかという感じが私どもはいたしたのであります。農地の造成といふことはあまりやする必要がない、あるいは、価格政策についてはいわゆる自立農家がベイスというところに基づいて価格政策を考へるべきである、あるいは、従来の保護政策といふものはだんだんと取りはずしていかなければならぬ、経済ベイスで農政といふものを考えていくべきである、あるいはまた、その他食糧の問題については、かねて本委員会でも総理の出席を求めて私から追及した一幕が所得増進計画との関連でありましたが、これらの問題についても、食糧制度については早晩改廃を考へていかなければならぬ、これが今日農政のいわゆる手かせ足かせになつておるのだ、こういうふうなことを端的に述べられたのであります。こういうふう

に、自民党の農業基本法がこれから持つていくとする基本的な性格を端

的にきこの説新開の田中公述人は述べた。ところが、きのうの団体側その他から出ておる方々は、自民党の農業基本法に基盤を置かず、いろいろそれぞれよって立つ基盤の考え方から要望等の意見を申し上げておられます。これはたして政府・与党の農業基本法の中であらざるかどうかが保証は何らないのであります。政府・自民党の考へておる農業基本法でいくならば相当大きな問題を今後にはらんでおる。従来の保護政策的な農政というものが、経済合理性による農政へとということが一環として貫かれておるのが政府自民党の基本法の本質ではないかというふうに把握しておるのであります。これら農業基本法の根本的な本質というものを田中公述人や村谷公述人はどういうふうにお考えおられるかという点を一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○田中公述人 ただいま、基本法をめぐり自民党及び社会党の基本的な見解の相違点を中心にお尋ねをいただいたのでございまして、確かに、今御指摘のように、両案の間には考え方に違いもあるいはまた具体的な対策の取り上げ方におきましても相違があることを私どもはよく承知いたしておりました。しかしながら、また、他面におきましては、その目標とするところが、表現の差異はございまして、ほんとうに農民のためになり、また日本農業の将来の発展になるような、そういう基本的な法律を作りたいという点においては両党とも同じような考え方に立っておられるのではないかと、面もあるわけでありまして、従いまして、私どももいたしましては、現案にマツ

チした行政を担当する立場から申しまして、先ほども申し上げましたように、たとえは、個々の自立経営に重きを置いていくか、あるいは協業化の方向を重点的に進めるかというふうな点につきましても、そのどちらかにしぼっていくというふうな考え方に必ずしもとらわれないで、現実の諸条件を十分検討いたしまして推進をしていくことが実際のではないかというふうに考へておられます。そういう意味で、現在の政府案におきましては一応その両様の案が示されておる。ただ、内容的にはそのいずれに重点が置かれておるかといへば、私は、やはり自立農家の育成創出という点に重点があることはよくわかりますけれども、しかし、他面におきましては、やはり協業化への道を開き、その促進ということもまたわけておるのでございまして、実際行政面でやっております場合には、

この法案が一応あれば、確かに農政の前進はこの際ばかり得るのじゃないか、こういうふうにお考えまして、もとより早期成立を望んでおるのでございまして、特にいつまでというてこれをわれわれが期限をつけて要望しなければならぬという事情はないのでございまして、要は、いいものをやはり早く作ってもらいたい、この一語に尽きるのでもございまして。

○角屋委員 田中知事は政府案の本質について端的に触れることを避けられたいわけですが、もとより私の出身県の知事であり、最初のスタートはわれわれが推薦をして知事になったというところで、きょうは自民党の推薦というところもあって、もつと自由な立場で供述をすれば自由に農政面のお話もできた

かと思うのですが、これ以上この問題について触れることは避けたいと思ひます。

そこで、たとえば農村人口の他産業への流入の問題についても、地元の三重県では、御承知の本田技研の臨時工の大々的な整理問題が大きな暗影を投げたという事実もございまして、やはり、今後の自立経営の可能性という問題については、先ほど綱島委員からもお尋ねがありましたけれども、今日の政府・自民党の考へておるような形でこの十年間に二町あるいは二町五反歩のものを百万戸作るなどというのとは、うてい実現性が薄いのだということも田中公述人は端的に述べられたが、まさにその通りだろうと思ひますが、やはり、かりに、政府・自民党が考へるような、今日の不健全な農村人口の他産業への移動というものを根本的に改正をするということでもなくこれをやろうとする場合には、ことにまた、田中公述人が述べられたように、経済の高度成長というものに依存をし過ぎる、農村自体の自主的な立場でなくこの高度成長に依存していくというところの前提がくずれする場合においては、根本的に大きな障害を生ぜざるを得ないというふうな段階も予想されるわけですから、むしろ、政府・自民党の考へるような農業基本法を実施するといふ場合には、総選挙前に池田総理が六割削減論を叫んで、これが政府・与党内に大きなショックを与えた、それで、離

農政策というものに非常にちゅうちょし、これらの問題についての具体的なプランというものを明らかにし得ないというふうな問題が自民党自体としてはあるのじゃないかという感じもする

し、また、農業外への農業人口の流出の問題に対する雇用の安定あるいは今日の臨時工その他いろいろな問題ををはらんでおる、そういう問題の根本的な解決が資本主義下ではたして十分できるかどうかということについて私どもは根本的に疑問を持っておりますけれども、そういうことが総合的になされない限りは、政府・自民党がいかに看板だけは掲げて、もういふ問題の処理というものはむずかしいのじゃないかという点を私は感ずるわけですが、その問題について田中公述人はどういうふうにお考えおられるか、あらためてお伺いしたいと思います。

○田中公述人 ただいまのお話は、私も同じ三重県出身でございまして、県内の同じ事情を基礎としてお話をしておるわけでもございまして、先ほど私が申し上げましたのは、いわゆる政府案におきましては、経済の高度成長、ことに他産業の異常な発展、それによるところの農村からの人口の吸収というものが一つの大きなことになっておる、私も、はたして高度成長がいつまで、またどの程度期待できるかという点につきましても不安の点がある、その反面、農村の内部でいわゆる自立農家を作り上げるような条件を作り出していくというふうな政策面での配慮がむしろ少ないのではないかと、このことを申し上げたのでございまして、これは、今角屋委員からお話がございまして、鈴鹿市に誘致いたしました、現在千数百名の労働者をかかえておりますが、先般三百人あまり、いわゆる臨時工として採用いたしました者の解雇をいたしました。もちろん、これは、これに

かわつて新しく工業高等学校を卒業した新卒者の採用に切りかえたのでございまして、一時的には相当の不安を与えたことは事実であります。これはその一例でありまして、要するに、農村から他産業に流出する人口というものが、ういつた形で不安定な条件をいられておるといふ状態におきましては、農業からの完全な離脱ということにならないのであります。その点で、一方において経営規模を拡大できるところの自立農家の育成と申しまして、困難がある。農家というものは、他産業への就職機会の増大は、単にあくまで生計補充、いわゆる兼業という形をとりまして、土地に対する執着がなかなか喪失しない。そういう現実の条件のあることを私も指摘したのでございまして、これらに対しまして、本法案を今後実施されるにあたりましては、政府におかれましては格別の対策なりあるいは具体的な方途というものをはっきり明示していただきたい、こういうふうな私の方から実はお願いをいたしたわけでもございまして、ただ、社会党で強調しておられます、たとえば国費によるところの開墾による土地の造成という問題でありまして、これは、今日農村におきましては相当大きな魅力のある問題であり、また、開墾を通じて共同化が促進されるという問題のあることも私もよく承知いたしております。しかしながら、この大規模な開墾というものが、結局は、社会党の意図されまうようにそこへ零細農をかえしてしかも共同化に向かうということでありまうれば、帰するところは、やはり、能率の増進なり、農業からの人口

の排出というのを避けることはできないのでありまして、いずれにいたしましても、自産業への人口の吸収という政策は、自産業におきましても社会政策においても、私は絶対に必要な政策ではないか、こういうふうには実を考えておられます。いずれにいたしましても、これに対する対策なり社会保障政策なり、そういったものが同時に用意される必要のあることは私も十分強調はいたしたのでございします。

○角屋委員 時間の関係もございしますので、村谷さんに一点だけお伺いしたいと思ひます。

先ほど農業教育の問題について触れたわけでありましたが、たしかスイスの農業基本法だつたと思ひますが、いわゆる農業のいい手としての次代の青少年の教育ということについて国がやはり相当の経費を出して基幹要員の養成をやるといふようなことを基本法でもうたい、実際に実施していくというのをやっておりますが、農業教育の問題について、ややもすれば、経済の高度成長あるいは工業技術者の確保というところに目を奪われまして、案外第一次産業の今後の近代化なり発展のために重要である基本としての農業教育面というものが置き去りにされがちである。今後の農業教育のあり方について村谷公述人の御見解があればお伺いしたい。

○村谷公述人 農業に従事する子弟の教育であります。現在では農業高等学校を出た者もおります。そういうふうな技術をおさめた方は、義務的にまで困難かと思ひますが、やはり、どうしても地元に残つて農業をやつていただきたいというふうに考えるわけでありまして、そういう意味で、これは当然

るか当然らぬか存じませんが、国の方でもそういうふうな学校に対して特別な保護の政策何かとつていただいで、ぜひ、いわゆる農民教育といひますか、そういうふうな中核体を作る政策を強くお願い申し上げたいと考えておるわけでありまして。

○田口(長)委員長代理 湯山君。

○湯山委員 簡単に田中公述人と村谷公述人にお伺いしたいと思ひます。

まず田中さんにお尋ねしたいことは、基本法をなるべくすみやかに成立させてもらいたい、こういう御希望でございした。今の政府案の基本法の中で、自治体の執行責任者として一体知事は何をするというふうなことが大体おわかりになつていなければ、そういう御希望が出てこないと思ひますが、どういふふうにお感じになつておられるか、承りたいと思ひます。

○田中公述人 法案の第三条に、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」といふ、こういうふうにあるわけだ。いまして、この条文が必ずしも規定されておらずとも、現在の国と地方自治団体の関係から申しまして、国の政策を地方公共団体が実行をするという関係に置かれておる問題がはなはだ多いのでございします。そういう意味におきまして、私は、この法案に盛りれておるところの考えなりあるいはこの法案を基礎として今後打ち出されるであろうところのいろいろの政策というものを具なり市町村は一面において消化をし実行をしていくという立場から、この法案に対するいろいろの意見

を申し上げておるつもりでございします。

○湯山委員 ただいまのような御観点に立てば、むしろ、先ほど公述人が述べられた不安とか誤解とか、そういうところの方が実際は執行責任者として強調されなければならないのじゃないかというふうに私は考えるわけだ。

○田中公述人 私も、先ほど申し上げました通り、この法案に掲げておる目標と、現実には農村に存在しておる条件との間に相当大きな開きのあることは率直に認めざるを得ないのでございします。従つて、このギャップを埋める具体的な手段取りなり、あるいは政策なり、過程なり、そういうものをぜひ一つお示しただいて、これらについて

の農民の不安なり、疑問なり、あるいはまた、えてしてありがちな誤解等も一つ解いていただきたいというのを申し上げたつもりでございします。それにもかかわらず、なおかつ早期にその成立を要望するとは一体いかなる理由によるのかということがどうもお尋ねの御趣旨のようでございします。私は、この法案に盛りれておるところの目標その他につきましては、これはやはり長期的に見て今後の日本農業の行方を示す一つの重要なポイントである、こういうふうな考えでございします。

従ひまして、これについては相当やり長い期間をかけることが必要ではないかというふうに見ておりますけれども、しかしながら、現実の政策を実行していくという立場から見ますと、あるかりに協業化にいたしましたとしても、私は自立経営にいたしたとしても、私どもは必ずしもそれをそのどちらかというふうな割り切つた考え方で推進をしなければならぬというふうには思っておりません。しかし、現段階におき

たいというふうな意味の早期成立を望んでおられるのか、そうじゃない、そんな無理して成立させてくれというこではないんだ、こういう区別があると思ひます。いずれの方なんですか、お伺いしたいと思ひます。

○田中公述人 私も、先ほど申し上げました通り、この法案に掲げておる目標と、現実には農村に存在しておる条件との間に相当大きな開きのあることは率直に認めざるを得ないのでございします。従つて、このギャップを埋める具体的な手段取りなり、あるいは政策なり、過程なり、そういうものをぜひ一つお示しただいて、これらについて

の農民の不安なり、疑問なり、あるいはまた、えてしてありがちな誤解等も一つ解いていただきたいというのを申し上げたつもりでございします。それにもかかわらず、なおかつ早期にその成立を要望するとは一体いかなる理由によるのかということがどうもお尋ねの御趣旨のようでございします。私は、この法案に盛りれておるところの目標その他につきましては、これはやはり長期的に見て今後の日本農業の行方を示す一つの重要なポイントである、こういうふうな考えでございします。

まして、かりに自立経営を重点に置くにいたしたとしてもあるいは共同化を促進するにいたしたとしても、共通的に農業施策として重点が置かれなければならぬ問題がたゞございします。たとえば、土地改良を中心にしたいろいろな土地条件の整備というふうな問題、水利の問題も含めての問題でございしますが、こういう問題は、共同化にいたしたとしても自立経営にいたしたとしても、今後ともずっと大きく取り上げていかなければならない問題でありまして、そういうふうな問題が、この基本法が早期に成立しておりますれば、国の法制上あるいは財政上の責任として義務づけられておるというふうな考え方から、むしろ今のよう形に置かれておるよりは一そう促進できるのではないか、従つて、どういふ形をとるにしても、基礎的な施策というものがこれによつてむしろ促進される可能性がある、こういうことを私は確信いたしておりますがゆゑに、その早期成立を特に要望いたしておる次第でございします。

○湯山委員 そういう御答弁だと、もう一つお聞きしなければならぬ。それは、特に公選知事として県民に対する責任をお持ちになつておられる、そして知事さん自身が今のよう不安な点を持つておられて、実際にこの構造改善というふうなことは端的に言へば世代がかわらなければむずかしいのじゃないか、あるいはその実現の可能性はきわめて少ないというふうなことをおっしゃつておられる。しかし、この構造改善ということがこの基本法の中心になる問題だということもよくおわかりだと思ひます。多少その予算

るといふことが農政を前進させる一つのムードになるのじゃないだろうかといふふうに私は考えておるのでございます。

にかく法的な権力を持つて自治体に押しかけてくる、そうしてそれが知事さんからあるいは県民に押しつけられていく、こういうことが今おっしゃったことからは出てくる可能性があるわけ

○湯山委員 それでは、どんな無理を
してでも、たとえば先般安保条約なん
んかずいぶん無理して通過しましたが、
ああいう無理をしてでも通したい、こ
ういう御希望なんですか。

です。むしろ、その場合には、知事さんの立場としては、そういう立場をとるのじゃなくて、県民の側に立つて、政府の方に抵抗していく、あるいは考え直してもらっていく、こういう立場

○田中公述人 大へんむずかしいお尋ねでございますが、この問題につきましては、国際的な関係で制約を受けているとかそういう問題はないわけでございますまして、何が何でも無理に早く成

をおとりになるのが至当だと思えます。そういう意味から、先ほど誤解やPRの足らないところがあるというところとおつしやったわけで、知事さんのお立場としては、むしろ、そういう関

立してもらいたいということまで私は申し上げておるわけではございませんが、でき得べくんば、いろいろお考えの相違やまた具体的な政策についての御意見の相違が各党の間にあります。

係立法の内容が明らかになるまでは待つてもらいたい、こういうお態度をとるべきだと私は思うのですが、こういう点はいかがでしょうか。

○田中公述人　ただいまの点は、もと

うとも、できる限り、その共通的なものといたしますが、農政を前進させるという面における共通面の基本対策というものを一つ早く打ち出していただいて、それを具体的な法律として成立させ

より、それらについての議論も十分尽くされ、一般農民の間に安心のできる体制があらゆる分野で整えられた上で実施に入るといふことがもちろんそれは望ましいと思ひますけれども、率直

していただくという方にぜひ一つ御努力をお願いしたい、かように考える次第でございます。

○湯山委員　村谷さんには一括してお尋ねいたしたいと思います。

に申し上げまして、それらにつきましましては、今後なお相当時間をかけないと、具体的な法律なり政策に出てこないというふうな問題もあろうかと存じます。いずれにいたしましても、この

これは町村会として十分御検討になった結果に基づく御公述だと思います。町村会は、先般も官行造林廃止の場合に会長さんにおいていただいてこの委員会では参考人としての御意見をお

法案の意図しているところが早期に実現をするということが私どものねらいであることはもちろんでございます。ただ、その具体的な道行きとして、こ

聞きしたのですけれども、そのときは大へんな誤解のもとに賛成だというよ
うな御意見がありました。町村会のお
立場として、ぜひ早くやつてもらいた

ですけれども、御公述の中にやはりこれについてのいろんな心配の点の御指摘がございまして、私どももごもっともだと思っておるわけです。と申しま

すのは、やはり、ここでいう自立経営農家を作っていくことについては、町村長さんは十分御存じのようによ、以前新農村建設というのがございました。このときは、重点は土地の交換分

合ということがその中心眼目であつたはずですけれども、これは實際問題としてほとんどできないで、有線放送ができた、そのほかのものにかわつていったと思います。そういう御体験を

よく御把握になれば、今、一体、こう
いう自立経営農家を作っていく、こと
に一部の者の農地を一部に取得させる
というよりなことがはたして可能なの
かどうか。ことに、その責任は何と

いっても町村長にかかってくるわけですが、そういう問題、それから、国の施策としていろいろ、先ほど予算とかいうようなことは考えるというような意味の御質問もありましたけれども、実

際、今までのところ、国民皆保険というようなことでも、ずいぶん国策としてやられましたけれども、実際はどの町村も持ち出しになつて事務費も十分見られていない。今度の国民年金に

たしましても、やはり同じで、実際は、これの申し込みというのですか、これにすいぶん強力で国策として推し進められましたけれども、なかなかこれもお骨を折った割合に思う通りの結果

果は現われないし、実際には町村の住民の中でこれに対するかなり大きな不平不満もあると思います。そういう矢面に立ってきておる町村長の皆さん

決定する基本法の決定にあたっては、私は、農村の憲法というよりな考え方から言えば、町村長さんは町村内の農民の人の一々賛否の投票でもして聞い

て町村長の御態度をおきめになるとい
うぐらいなことが必要じゃないかと思
うのですが、そういうことを十分おや
りにならないで、上の方だけ、町村会
の役員の人だけで事をおきめになると

いゝのは、前回の官行造林の例もあり
ますし、これはもつと慎重にやつても
らつて、ほんとうに末端の皆さんの町
村内の農民が納得するその時期までこ
れを通すのを待ってもらいたいという

ような御態度の方が、私は町村長さんの立場としては正しいんじゃないかというふうに思いますが、その点どのようにお考えになつていられるのでしょうか。

○村谷公述人 お答へ申し上げます。
自立経営農家を直ちに作るというふうなことは、なかなか容易ではない、私自身もそう思っております。それから、こういうふうな重要な問題は、農

民個々の意見も集約してきめるべきではないか、上の方だけできめるべきではないということですが、やはり、各県の町村会では、もちろん農業団体等も入れてこの問題について

はい。いろいろな協議しておるはずであります。現に私どもの県もそういうふうなことをやったわけでありますが、こういう関係で、全部とはもちろん申し上げませんが、相当にそのうちがらな者が

強いといふので申し上げるのであります。私どももいたしましては、じかにほだで農民自身が非常に今不安がつておりますことを感じておりますので、

それにもすがりたいというような気持があるわけであります。今直ちにどうというふうなことは、私は申し上げる筋合いではないと思います。

○田口(長)委員長代理 田中、凌、村谷、梅沢の四公述人には、御多用中のところ貴重なる御意見をお述べいただき、ありがとうございます。

午後二時五分まで休憩いたします。

午後零時五十七分休憩

午後二時二十三分開議

○坂田委員長 休憩前に引き続き會議

農業基本法案について公述人よりの意見聴取を続行いたします。

なお、公述人の発言は一人約二十分程度にお願いいたします。

宮川精一君

○宮川公述人 私、宮川でござい
ます。現在石川県の農協の中央会にお
りまして、私個人自身といたしまして
は、過去約四十年に近い間、石川県が

ら一步も出ないで、農村と農業の発展のために微力を尽くして参つておるのでございます。

今回、日本の農業に対しまして、農業基本法という、日本農業の今後の育

成についての大きな一つの法案が国会に出ておりまして、日夜熱心に御討議をいただいておりますことは、農民の一人として心から喜びにたえない次第でございます。四十坪の私の農業者

活といひまするか、農村生活を通じて、いつもこいねがっておりますること、日本の農村に、明かるくて健康でそうして平和な農村、しかも明日に

うものが建設されたならばということ
を考へておるのであります。

終戦後と申し上げるか、朝鮮事
変後と申し上げるか、とにかく日
本の経済が飛躍的な発展を遂げてお
る中におきまして、われわれ農業の発展
というものは比較的微弱である。この
ことは、池田総理の言葉を待つまでも
なく、今日までの日本農業の経営の零
細性と農業人口の過剰ということが大
きな一つのエレメントをなしておるの
ではないかというふうに私も考へてお
るのであります。農民がその時代の社
会一般の生活と同じ生活水準を自分の
営農の所得においてなし遂げられると
いうことは、農民としては最も喜びと
するところであり、また光栄と思つる
ところであらうと思つております。
が、一般の生活水準が急速に高まるに
もかわらず、農家の所得というものが
これに追いつけないといふところ
に、今日のわれわれの持つてゐる大き
な悩みがあるのではないかと思つた
のであります。従つて、われわれが自分たち
の生活水準を世間一般の水準に持ち
くためには、農業所得だけにたよるこ
とができない、いわゆる兼業化とい
うものが非常に急速に伸びてゐるとい
うことも今日の農村の実情ではなから
うかと思ひます。もちろん、兼業とい
うものは、戦前にも日本農村において
非常に多くあつたのでございませ
うが、戦後、兼業の一つの特徴は、い
ゆる俸給生活によるところの所得とい
ふものに従事する者が非常に多くな
つた。従つて、従前のような日雇いによ
るところの兼業所得と本質的に違ひま
すところは、農業に投下されま
す労働力の質に大きな影響が来
ておるの

ではなからうかと思ひのであります。
従つて、世上よく言われますところ
の、かあさん農業であるとか、あるい
は老人農業というよりな一つの新しい
形態が農村に生まれてきておること
も、こゝろの労働の質の問題から出
てきた問題だらうと思ひのであります。
こうしたところの農村の現状を認め
て、これを最初に申しましたように
希望の持て得る農業に再編成するとい
ふことが、私は農業基本法のねらいで
はなからうかと思ひのであります。

特に、私のおります石川県のごと
きは、農家の兼業率が約八割に近いも
のがあるのでございませう。しかも、經
営の主体は米作に依存してゐるので
ございませう。全国の農家の水田保有率は
たしか五五%内外だと思つてお
ります。私の石川県においては、また北陸
地帯におきましては、それをさらに
上回つてゐるのでございませう。最も
水田率の多いのは、御承知の通り富山
県の九二%余り。私の石川県におきま
しても八三%に近いものが水田でござ
いませう。従つて、農家経済の支柱をな
すものは水稲であり水田であることに
は異論がないのでございませう。こゝろ
よりな地帯におきましては、農業の近
代化といふものをわれわれは考へてい
かなければならないと思ひのでござ
いませう。

今日国会におきまして研究され討
論されております農業基本法は、ある
いは政府原案に對しまして宣言法的な
色彩が濃過ぎるんじゃないかといふよ
うな議論もあるようでございませうが、
私は、この法律は農業基本法であり、
あくまでも基本法であるからして、こ
の基本法を打ち立てることによつて、

それから具体的な幾つかの法律あるい
はその他の法令といふものが出てくる
のではなからうか、また、そうなつて
もいいのではないかと思つておるの
であります。私の地帯におきましては、
どんな農家をとつて考へてみま
し、とにかく、今日までの状態にお
きましては、これはどういふ伸び得られ
ない。ここにいわゆる新しい一つの經
営形態といふものを打ち立てなければ
ならないといふことは、言葉で言わ
ずとも、その気持の上ではみんな感じて
おられます。従つて、青壮年の部類のよ
うに比較的積極的で新鮮さに富んだ人
たちは、経営規模の拡大といふこと、
また、あるいは選択的生産の拡大とい
う言葉でも言われておられます。よう果
樹あるいは蔬菜といふものに對する関
心、あるいはもつと高度な園芸栽培に
對する関心、あるいはまた、これからの
食糧構造の変化に伴つて、それに應
ずるところの作物としてのいわゆる畜産
部類、これらはいずれも取り上げる必
要を痛感いたしておられます。しか
も、それを取り上げます場合には、少
しでも経営の規模が大きくなつた方が
有利であるといふことをはつきりと自
覺しておるようでございませう。こゝろ
した農民の自覺を早急に法制的な裏づけ
をもつて押し進めるといふことは、最
も彼らに對して経営の面におきまして
の安定感を与えるものといふふうに感
ずるのであります。

私は、農業基本法につきましては、
法律學者でもありませんし、こゝろ
法律に對してはきつめて弱いのではな
いですが、読んで感じますことは、そ
して今日まで農村に對してとられまし
た幾多の農業に關する政策あるいは法

律といふものと考えあわせまして、私
は、やはり、この農業基本法の一つの
特徴は、法律の政府原案で申します
れば、四条、六条、七条といふものが、
今日までの農業政策から画期的に離れ
て、しかも農業にとつて非常に力強い
ものがあるといふふうに感じておるの
でございませう。生産性の向上、それ
から農家所得を高めるということにつ
きましては、先ほど申しましたように、
いち早くこの零細性といふものを打破
していかねばならないといふふう
に考へましたときに、農民の本質から
考へてみましても、いわゆる自家経営
といひますか、家族を中心としたこ
ろの農業経営を發展させることが、ほ
んとこの百姓のしんからの願ひではな
からうか、こゝろいふに感ずるので
あります。

この自立といひますか、あるいは家
族努力を中心とした自立経営を推し進
めるについては、特に、われわれの地
帯のような水田地帯におきましては、
結局耕地の拡大といふことが前提条件
になつてくるのであり、しかも、そ
うしながら、同時に、成長部門であり
ます畜産、果樹といふものをかみ合
せていくといふ、そういう複合体的な
形態をとるといたしますれば、何とい
ひましたしてもその基礎をなすものは耕
地であらうと思ひのであります。従
つて基礎整備といふこともこの基本法に
もつたててございませうが、強力にこ
の点を推し進めていただきたい。少な
くとも北陸、石川におきましては、農
業の近代化といふものは、その基礎が
整備されて、その上に初めて近代
農業といふものが打ち立てられるので

はなからうかといふふうに感じてお
ります。

こゝろいふに考へて参りました場
合に、この基礎の問題を取り上げてお
られますが、やはり、何といひまし
ても、農業構造の問題がこの基本法の中
の主軸をなすやうにわがれるので
ございませう。今言つたように、経営規模
の拡大といふことが前提になりま
す。が、いわゆる零細経営に従事して
いる農家、しかもこれらの大多数は兼業農
業を営んでおるのでございませう。平坦
地域におきましては兼業農業は比較
的やりやすいのでございませうが、先
ほど田中公述人からもお話がありまし
たように、山間地帯におけるところの零
細農業をいかにして救つていくかとい
ふことが、われわれの今後の大きな一つ
の問題ではなからうかと思ひのであ
ります。もちろん、こゝろいふ点につ
きまして、今後の各種の施策によつて十
分に救済していただけたらと思ひま
すけれども、われわれが一番懸念いた
しますことは、こゝろいふ平坦地域で
、土地信託も容易にできる、あるいは工
場兼業もたやすくでき得るという地帯
は問題外でありまして、山間僻地に
おきましては、こゝろの零細農業をいかに
して近代化していくかといふことにつ
いて、また、彼らをしていかにして今日
の社会生活水準と同じ地位にまで生活
を持ち上げていくかといふことにつ
いて、この法制が実施されたあとにお
きまして十分にお考へ願ひたいと思ひ
のであります。

あるいは、零細農の救済といふ意味
合いから、いわゆる工業方面へ、第二
次、第三次産業方面へ転業といふ言葉

も出て参るのでございしますが、農家の子弟であつて中学、高等学校を卒業した若い世代の労働力でありまうすれば、そういう方面へ割合と出やすいのでございしますが、すでに十年十五年という、貧しいながらも、小さいながらも営農をやつておりましたこの人たちの工場方面への転業あるいは離農というものは、大へんにむずかしいのじやなからうかと思つておるのでございします。国の面から考へてみましても、これはまことに小さい地域から大きなことを申し上げるようで恐縮でございします。二次、三次産業の発展に伴つて、どんどんそういう方面への労働力の吸収が活発に展開されるというような事柄でこの案となつてゐるようでありまうすけれども、私が今申しましたように、すでに十年、十五年、年令にいたしましては三十五、四十という人たちのこつた問題につきましては、もう一ぺん考へる必要があるのではなからうか。なるほど、量的にはそれで十分二次、三次産業におけるところの不足を充足し得るかもしれませんが、彼らが今まで経験を重ね、そして努力をしてきた営農技術なり生産技術というものを一応白紙に帰さなければならぬ。彼らが今日まで十年、十五年の間に蓄積いたしましたその技術をさらに大きく発展させることによる転業といふものは、地域の農業からの離農といふものを一応考へてみていいのではなからうか。この問題に對しましては、すでに、午前の渡さんだと思ひます、一言触れておられたのでございしますが、そういう面から考へてみまして、今後の日本農業の近代化に

付随いたしまして、日本の今申しましたような階層の人たちを、自分たちが今日まで得たところの技術と経験を生かしてさらに農業によつて発展させる、生活を安定させるという意味合いにおきましての移民政策というものを、やはり相当強く取り上げていただいてもいいのではなからうか。このことは基本法の問題から逸脱してゐるかもしれないが、私は、基本法が意図しておるところの新しい農村を建設するという問題に付随してこの問題も当然考へて願ひたい。私は昨年二カ月ばかり南米の方へ行つたのでございします。そこへ行つてみて、ほんとうに農業で自分の生活を安定させ、そしてそれをより一そう発展せしめるというのには、この南米の天地を除いてはないのではなからうかという感を深く持つて参つたのでございまして、内地におけるところの農業構造の改善とこの問題をならみ合せてみて、決して徒事ではないのではないかと考へておるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

私が今言つたように、すでに現実の農村におきましてはこの近代化の線が相当強く進んでゐる。協業化の問題も、協業経営、共同経営の問題も相当前進しておるのではありませんか、これをさらにしっかりと裏づける意味におきまして、この農業基本法をなるべく早期に成立させていただくことをお願いいたしまして、公述人としての意見の発表を終わります。(拍手)

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

今日まだこれが議会上程されておるようには何つておりませんが、農民全体の声といたしまして、この問題もあわせて急速に実施していただきたいというのを県下のどこへ行つても聞かされるのでございします。

いうことを大へんに疑問に思っております。これは、たとえ近代家族構成における労働力というものが約二ないし三人といいますが、大体四百ないし六百人の稼働日数であると考えられますが、それで一町五反なり二町五反という規模をやり、しかも選択的拡大の対象たる畜産一つを取り上げてみても、それは必ず労働生産性を数倍に引き上げて初めて可能な状態であつて、しかもそれが現実的に今の環境の中でできるかということになると、大

理化された労働の状態であつたのです。それを三十人日に減らすと思つて、今ミルカーを入れる段取りを考えたり、あるいはかなり手間が省けるような畜舎の改築にかかつておるのです

いながらやうていくといふことは、とていつ十年ぐらいの期間でできるはずはないと思ふ。そして、長期的な見通しで畜産の発展といふものは食生活の構造改革から見通しができても、短期的に見れば、今日非常に悲惨な状態が現れて、非常な急高で、そうして、他面畜産物価は下がりきみである。乳価ばかりは、幸い、むしろ生産が不足だといふことから若干高目ですが、しかし、昨年の夏あたりから、大

が、集約酪農地域の計画で見ますと、八〇%ぐらい自給することを目途にするといふことをたつていますが、結果的にはまづかなりそんで、そういうことは日本では実現しないのです。だからこそ、結果的には、農林省の生産調査など私も分析してみると、栄養単位から見るとせいぜい四十から四十五ぐらいしか自給してない。だから、結局、そういう選択的拡大の対象を果樹、畜産に置き、そして特に畜産に大へん期待を持たせて自立経営を達成させようといふ御意図のようです

はせいぜい三分か四分で、据え置きが五年から十年もあるような、そういう国で初めて、不安なく、内閣提案の基本法案などがねらうところのそういう自立経営に持つていこうとするようなことが可能なんじゃないか。

その面から若干技術的な面で失礼になるかもしれないが申し上げると、牛乳は将来大へん需要が伸びるからというので大へんわれわれも希望を託しておつたわけですが、しかし、大体現状の私どものかなり合理化された仲間の経営の水準を見ても、乳代に對して約一五%ないし三〇%ぐらいの所得率しかないわけなんです。それは、結局、五十円であつても平均的には二十石ですから十萬円の乳代で、せいぜい二萬円しか所得がない。これは十頭飼つても二十萬。子畜収入といふものは、大へん機嫌を損むといふことで、

ね。それが一方で農業近代化融資制度なんか言われているわけで、二百萬まで個人に貸すといふ話ですが、そうすると、結果的には借金奴隷に——五分以上の利子を払うようになってしまつて、そういう足かせから抜け出ることができない。そういう意味でも、われわれは三十人日に減らすことができればと思ふけれども、それは十頭でも三百人日ですからワイフの労働を加えれば一町五反ぐらいの飼料畑の栽培といふものはある程度可能なんです、しかし、それにしても、少なくとも飼料作物のコストの七〇%は労働ですから、その労働節約を考えるためには、こんなあいまいな農地の集約化といふような状態ではどうしても金がかかつてしまふ。そういうことで、現状ではとてもそこまで考えられないし、将来とも考えられない。しかも二百萬近い金がかかつてしまふ。それは政府が今度農協内部の金を貸すために二分の補給をするといふことですが、七分五厘なり七分といふことで今までよりは安くなつても、しかし、百萬、百五十萬といふ金を借りて七分の利子を払

えさの単位を考へていふのですが、一飼料単位当たり大体五円から七円上がる。去年の夏あたりは濃厚飼料が平均一飼料単位三十五圓ぐらいでしたが、今日では四十圓いたします。そうすると、一升牛乳を生産するのに、はね返りでは実は約七円から八円になる。それだけコスト高になるわけです。だから、最近乳価だけが若干上がりきみだといつても、三円や四円では全くえさ高を補つておらない。そして、それが、自給率を向上すればいいじゃないかといふ言い方が一方であるようです

が、今一つの事例をあげましたように、農林の現地における実情といふものが、内部的に統計資料としてもまだ十分そろつてないんじゃないか。これは私はデンマークにおいて大へんうらやましく思つたのですが、日本の農林統計といふものは、組織的には国際的に非常に高い水準にあるといふことが言われていますが、経営経済の部門などの技術的な分析にもたえる意味での統計といふものは、ある意味で全く不備で、うしろから三番目。そういう状態の中で計画を積み重ねていこうとするのは、どうも農民が不安になるのも無理からぬことじゃないか。

まして、流通部門を見ても、法案では農業団体などを強化することについて大へん努力を払うといふうたい方がされておりますが、しかし、農協陣営の人々が戦後非常な努力をして、内部的にも努力をして、共販体制などをやつきになつて確立しようと思つてやりましたけれども、具体的に法律でさえたといふことはかつてはありません。それが今後はその面についても期待しなければならぬと思ふのです。現在私どもは一組合員として農協に全幅の信頼を置いてはおりません。というのには、こゝろ高度な、ある意味でむしろ総資本の側から農業の近代化が要求されるというにおいが強い中では、農協はどうしても経営主義に、経営体的な側面から強化するといふ方向に押し流されますから、そういうことで農政活動的な面はやつても、本来農民は生活を高めるといふ非常な悲願を持つておるわけですが、その悲願を政策の面で政府などに要求する、あるいは自治体に要求していく面でのそういう農民運動的な面といふものは、一応そういうことをやろうといふことは言つておりますが、実質的には大へん弱いわけです。そういう農民の組織的な要求には農協はこたえることは今日なかなかできない。だから、やはり、経済的な合理性を農民が経営改善の中で農協にバック・アップしてもらふといふ方向で強化をされるべきで、

そういう意味で、やはり、農産物価格等の問題を通じて、——これは、日本の農民というものが、一面所有者でもあり、しかも労働者であり技術者であるという、ある意味では得体的な知れないうような日本の農業経営の特性であります。それは私どもにそういう案があるわけじゃありませんけれども、農産物価格や、あるいは肥料や農機具など、ヨーロッパの先進農業国と比べると制度的に大へん悪条件にあると思うんですが、そういうことについては、少なくとも団体交渉権を持つような、それは農民組合なんかでは長いこと要求しておったということを聞いておりますが、そういう団体交渉権が農民にも持てるような政策が、やはり一面で必要じゃないだろうか。農民的なコープで近代化を求めていくという意欲は大へん高いわけなんです。それを達成しようとするのには、やはり側面からそういう点が法制的にないと、絵にかいたもちになりはしないだろう。か、こういうおそれを私は大へんに持っております。

そういうことで、今度内閣提案と、社会党あるいは民社党のそれぞれの法案が出ておられますが、関連法案で具体的なことはやるからつけようなんだというふうな言い方をしておりますが、どうも私どもはそういう意味で信じてられない。関連法案としては、十分こういう心配のないものを持っているのだということがやや確定的な案として持たれないと、決して法文を見ないからまだ不安であり誤解だということではなくて、私はほんとうの疑惑を持っておるわけなんです。農業憲章の名にふさわしいのであるならば、まだ国会でも

内容のディスカッションは十分されていないと私は思うのですが、そういう意味で、むしろ、他の法案との関連などをごたごたしないように、臨時国会で農業基本法を十分練ってらうって、そして一致点を見出されるところで、今後の農業政策が農民のイニシアチブでどんどん推進できるような形で農民の中にもどんどん下して、ドイツやあるいは他のヨーロッパ先進国で見えるような、農民あるいは農業団体のイニシアチブを中核にした形で、十分論議した上で基本法というものを制定してもらいたい、このように考えています。終わります。

○坂田委員長 次に、出原忠夫君。

○出原公述人 出原でございます。今まで日本農業は一人前に取り扱われていなかったように思うのでございまして、今度三党におかれてそれぞれ基本法案を出していただいて、やっとな前に農村及び農民を取り扱おうかというようにしていただきたと思います。非常に喜ばしいことだと思っております。だ

いふ関心を持って読みました。また、自民党の方にも社会党の方にもお会いしていろいろ勉強はしてみたのでありますが、何せ非常に固執的な大きな問題でありますので、なかなか私にも消化できかねるのでございまして。しかし、せっかく意見を述べろというところでございましてから、私は私なりの立場で自分の感じている点を率直に申し上げて御参考供にしたい、かように考える次第でございます。

逐条的に申し上げますが、前文について、政府案は、私はもう少し農業が過去において優遇されなかったという

ことを主張していただく必要があるんじゃないかと思うのであります。「わが国の農業は、長い歴史の試練を受けながら」というだけでは、ちよつとさびしい気がするでございまして。そのあとで、大いに苦しみながら貢献した、今後大いに貢献しろというところでありまして、少しおだてられておるような感じがしますので、もう少し、そういう点を、気持のうちに含めたいと思っております。何かの表現でうたつていただければありがたいと思うのであります。

それから、社会党の前文でございまして、資本主義の攻撃、社会主義的強調が法律の前文としては少し出過ぎているのじゃないかという感じがするのでございます。家族経営を頭から否定してかからないで、もう少し表現の仕方があるのじゃないかという感じもいたしますので、さように感ずるのでございまして。

それから、資本主義が社会主義かという問題は非常にむずかしい問題で、私たちがもどるなかなか割り切れないのであります。その中にもやはり中間的立場もあるように思うのでございまして。特に、農業者は、小さいながら資本家であると同時に、労働者でもあるという実態でありますから、そういう立場で立案されたい、かように考えます。

それから、あと先になります。自民党の方の案は非常に民主的に自由意思を尊重されておるように思うのであります。御承知のように、農業者は長く民主的、自主的に働く訓練を経ておりませんので、非常にそういう点に

期待をかけられても少し無理がかかるのじゃないか、なかなか自主的な動きがでにくいんじゃないかという感じもいたしますので、もう少し積極的な計画的なにおいが出る法案に修正していただくか、あるいはそういうふうなものに望ましいように思うのでございまして。

それから、総則は大體似かよったように思うのでございまして、総則の中に、これはあとで出ておりますが教育の問題でございまして。私は、いろんな席上で、都市と農村の所得の格差をなくするというのが本法案の大きなねらいのようにならびに聞いております。私もまたそう信じておるのでござい

ます。私もまたそう信じておるのでございまして、都市と農村の所得の格差をなくするのなら、まず都市と農村で働く人の頭の格差を直さないと、せっかくの金をつぎ込んで、いろいろな環境整備をしても、成果があらぬのじゃないかというのを心配してございまして。御承知のように、大

体、統計的には、都市でも立った産業で働いておる労働者の諸君は、高校以上が大体七五%、農村で働いておる青年諸君は、練習農場、農業高校、普通高校を出た諸君が平均して二五%に足らないと思っております。さらに、大学出を考えると、より一そう差があるの

であります。その点を一つ強く取り上げていただきたいのでございまして。その教育もなかなかむずかしいのでございまして、先ほどもお話がございまして、先ほど、農業高校へ行つたが、よそに出ていっておるというよりなこ

任ある人材を計画的に植えつけていたでござい。大きな部落には大学の卒業生がおる、高校卒業生も相当数おるというふうにしていただきたいのであります。その大学も、農業がきらいになりやうな大学ではだめなんでありまして、農業経営に希望を持ち、自信を持つような教育のやり方ということでありまして、それには、理論も常識も相当に知っておる、それから実際の経営能力も持っておる、こういう人を作らないと、ただ学校で講義を聞いて試験で点数をとったというのでは農業経営はできません。従つて、この大学コー

ス、高校コースには、必ず、各地で成功しておる農業者の家に、また、協業経営をやつて成功しているところへ一年以上実地留学して、その実際の経営のやり方を体験するといふふうな教育の課程、教育の施設を作つていただきたいと思つております。そして、この点に關しては惜しみなく金を使つていただきたい。これは決してマイナ

スにはならぬ点でありまして、おそれる三党とも御存存のない点であらうと思つてございまして。その次は、財政措置と、農業の動向に關する年次報告、施策を明らかにした文書といふふうなことでございまして、私は、この点が今度の法律の山

じゃなかつたといふふうに、私なりに考えておるのでございまして。ドイツあたりは、大體この辺が中心になつて、あとあまりないとかいふお話を聞くのであります。そして、この点だけは各党とも大體同じようなお考えを持つておられるように思ひますので、ここに共通の広場を一つ発見していただいて、いろいろな点についてはさらに十

分御検討を願うということで、結論的に申し上げますが、一応この法案は通していただいて、それから細部にわたる点を十分審議していただくというところにしたいというふうに、かやうに考えておるのでございます。

それから、今度は、農業生産に関する施策の中で、社会党の方では農用地の拡大を強くたてておられるのであります。私は、社会党で考えられているおほい大きく財政的にやれるかどうかかわかりませんが、もう少し自民党の方も、基盤の整備及び開発という程度でなしに、積極的にやっていたらという気がしておるのでございます。

それから、価格の点でございますが、自民党の方では必要な施策を講ずるといふふうに表現され、社会党さんは農畜産物の決定に参加する権利が保障されるというふうになっておるのであります。権利までいくかどうかは私もよくわかりませんが、ただ作つたものがあなただけでいつも値段をきめられておるのは非常に困るのではないかという気がするのであります。

それから、一つ、これは法文でありますから実際問題がどういうふうになるのかわかりませんが、市場を国営にするというのを社会党の方で述べておられるのであります。蔬菜などのような、多少投機的な、それから非常に季節的なものを国営に持つていった場合にどういふ結果が生ずるかという心配をするのであります。この点は内容的によく聞いておられますので、その程度にとどめておきたいと思うのでございます。

それから、次は、構造改善の問題でございます。これがたいい問題になっておるようにお聞きしておるのであります。自民党の方でも、家族経営と自立経営の育成を言うだけではないに、協業の助長を一応うたてておられるのであります。社会党さんの方は、生産組合、共同組織という点を強く打ち出されておるのであります。現実には、私は農民の仲間いろいろ知り合ひが多いのであります。個人経営で相当成果をあげて、基本法がどつちに向かうか一向問題にせずにはゆりゆりと都市の所得と平均するような実力を持つて暮らしておる者も相当おるのであります。だから、そういう人がおることをあまり否定してかからないで、そういう人も生かしながら、零細な方々をうまくめんどろを見ていただくという考え方、前にそういう話も出ておりましたが、実情に即して進んでいっていただいたらという気がするのであります。私は、これは自民党の席上でも申し上げたのですが、自民党の方は二町五反、三町というふうなことを初めに漏れたか何かで言われ過ぎるから、持った者より貧乏人の方が多いのだから、そういう点で社会党さんから非常にひどくかみつかれるというふうなことになるから、むしろ面積はあまり言わないで所得の面で表現する方がいいのじゃないかというのを申し上げたいのであります。そういう意味で中小農業の方がやはり一番心配しておるのでありますから、その点についてもう少し積極的な考えを起していただきたい、かやうに考えるのであります。

それから、教育のことについては先ほど申し上げましたので省略いたします。

して、私、法案についてはしろうとでよくわかりませんが、大体以上のような点が法案を拜見して気にかかるような点でございます。

飛び飛びではございますが、逐条的に所見を申し上げたのであります。結論としては、やはり、先ほど申し上げましたように、この法案の骨格は、とにかく財政上の措置を講ずる、いわゆるグリーン・レポートを出して農業の動向を報告する、年度の政策を明らかにするといふ責任を負われるということが山だと思ひますし、各党この点では一致しておられるのであります。これからは十分審議していただいで、できれば一つ今国会でこれを通したい。さきに引き続いて付帯する法律その他について十分御審議をお願いしたい。と申しますのは、この基本問題の調査とか、あるいは法案が提出された後から、農業者は、一面喜ぶと同時に、一面、皆さんからお話がありましたように、不安とが相交錯して、非常に動揺を来しておることは事実でございます。特に、農村青年の諸君は純情でもありますし、また敏感でもありますので、仕事に手につかないというふうなことを言う青年も見受けるのであります。そして、また、これは指導者の方々に非常に責任があると思うのであります。日本の農業は割が合ふのだ、つまりぬのたつまらぬのだから言うて宣伝されるものですか、必要以上におびえを感じて、なだれを打って都市に青年が逃げておられます。私の言葉で言えは逃げたおる。御承知のように、六百万農家を維持するには、年々四十万の男女青年が要る。統計で見ると、十七万が十

三万に減り、ことしはさらに十一万くらいに減るのじゃないかと思ひますが、そうすると、二十年たつてそれが農村へ帰らぬとすると、池田さんが言う通りになりつづけるというふうな状況でありまして、そういう動揺を一つ防いでいただいて、なるべく早くみんなが落ちついて農業に精進できるという方向へ進んでいただきたいと思うのであります。

御承知のように、実方のある農業者は、はなはだ失礼ですが、あなたの方の年俸ぐらゐな収入はちゃんとあげておられますし、それからまた、そういう個人経営の確立をしておる人もおられますし、また、青年諸君で協業あるいは共同経営というふうなことで非常に成功しておる者も、私たくさん見て知っておるのであります。中にはあふなつかしい者も見受けられるのであります。ましてや、鶏や豚の多数羽、多頭飼育ということが非常に勢いで伸びておることは御存じの通りであります。私は、間もなく生産過剰というふうなことが起こるのじゃないかということさえ心配しておるのであります。そこで、この間も自民党の方に、この点については、法案が通過するといふにかかわらず、できれば情勢報告をしていただいたらどうかということをお願いしておいたのであります。そのういふ意味からしまして、できれば早く法案の格好をつけていただきたい、かやうに考えるのであります。

私は、日本の農村問題は、やはり農村の内部だけではなかなか解決できないというふうなことを考えてございします。人口の問題もありまして、あるいは道路の問題、社会保障の問題、その他いろいろな問題が総合的に実施されないと、なかなか解決できないと思うのであります。そういう意味で、私たちは、前から、実は、養老年金について、無掛金で六十五才以上、男女を問わず一律に二千五百円の年金を出していただきたい、その財源は減税を少なくすることによってまかなわれるのじゃないかということ、これは自民党の方にも、社会党の方にも、また大内委員長にも申し上げてきたのであります。その実現を見ないのははなはだ遺憾であります。これが零細農に對する思いやりでありまして、中小農業者は、御承知のように、減税とは大して関係がないのでございます。しかも、全国民的施策でありながら、農村には都市よりも老人が多いという点から、その受益率が高いというふうな、あか抜けのした社会政策を中小農業者のためにやっていたいただきたい。それが農村の世代変わりを早くして、農村が若返り、生産の意欲が向上して、農村が明るくなるさしになります。夫婦で五千円という金は、都市では大したことはございせんけれども、農村では大した力になると思ひます。

以上、私の感ずる点を申し上げます。せつかくお招きをいただいた責を果たしたいと思ひるのであります。

(拍手)

○坂田委員長 次は、江藤倉司君。

○江藤倉司君 江藤でございます。私は、協同組合の末端、単協の職員をしておるものでございまして、先ほど石川県の会長がいろいろとお話をされた、また、昨日は、傍聴しておりましたが、一乗さんも話されましたけれども、末端の農協として、かりにこの基

本法案が通った場合には、先ほど三重県の方からお話があったのはそのほかの方からお話があったのですが、今までのいろいろな農林に対する施策が実行される場合には、いつも私たち町村の協同組合がほとんど責任を負ってございまして、たまたま公述人に呼ばれて政府の法案等も見まして、こういう法律が施行される場合にはまた農協が苦しむんじゃないか、こういう感じを持つてきょうここに立ったわけでございます。

〔委員長退席、小山委員長代理着席〕

私の方の農協は、一郡一農協でありまして、一昨年の八月に十三組合を一つにして、現在三千八百人の組合員、平均反別は約四反七畝でございます。非常に狭い農地でございまして、お、全面積の一割に足りない農地でございまして、あとは全部山でございまして、その山がほとんど官林、県林、こゝろ、非常に苦しいのでございまして、そういう状況の中で、現在協同組合が農家と一緒に戦っているのが私たちの農協の姿でございます。生産状況と申しますと、今成長部門でありまして畜産が主でございます。牛乳等は日量約二万八千キロ出ております。なお、卵にしましては日量約五千キロ、豚にしましては、農協の子豚の貸付預託が常時四千頭、こういう状況の中で、今協同組合があらゆる投資をして、生産部門に対する生産技術の指導、それから販売に対する施設をしていくわけでございますが、そういう点で、私たち、きょうの新聞を見ても、一桑さんや中央会の会長さんが言っ

おられる意見とちよつと違ふという点だけは言えると思うのであります。

特に、私たちは、この成長部門であります畜産につきましても、せつかく私たちの願っている基本法が通つても、ほんとうにこの基本法が正しく実施されるかどうか、こういう点を心配しているわけでございます。たとえてみますと、実は、この二カ月はかりえさが不足しまして非常に問題が起きたわけでございますが、そういう点に對しまして、飼料の需給安定法もあるのでございますが、その安定法の中の品目に加わつて大豆がどうかとふすま

とかが非常に高いわけですね。そういう反面、豚肉等につきましても、安定事業団ができました。きのうも申し上げておりましたように、上位と下位ときめまして、下位の価格を二百六十円くらいにするというところも言っておりますが、はたして、そういう価格で、現況の大豆がやすやすとまの価格でえさとして作つた場合に、ほんとうに採算がとれるかどうか、こういう問題を一番心配しております。牛乳等につきましても、安定法によりまして、大体一升四十円から三十三円、こういうことを言っておりますが、あの内容を見ても、みますと、安定法でなくて、むしろ調整機関、調整法としての役割じゃないか。私たちは現実農家と一緒に豚の生産をし、牛乳の生産をして、現在経済連を通じて売っているわけですが、そういう方面で非常に苦しんでいるわけですね。むしろ上位価格と下位の価格との差が、これからのやはり成長部門の農業の所得として、農家の手取りとして入ってくる段階じゃないか、こういうふうに考えているわけですね。そういう

点で、私は、今、内閣が出されておりますこの基本法がそのまゝもし通るとしたら、農協としては非常に心配だ、こういう点でございます。ですから、むしろ、この基本法を通す前に、現行における肥料の問題、あるいは糸価安定法の問題、あるいは飼料の安定法の問題等につきましても、現行法がほんとうに現行の農産物価格の中で正しい役割として生きていくかどうか、こういう点を考えたときに、やはり安定法がしかれても非常に心配がある、こういう点を考えているわけでございます。

そういう意味で、政府が出されております安定法は、私たち内容はよくわかりませんが、いすれにしても、現行のよりよい形で基本法ができたなら、あまり期待ができません。たとえて申しますと、実は、三月十六日に虎ノ門の共済会館で大会をやつて、私どものところは、乳牛も五千頭くらいありますし、鶏が十五万羽、豚も七千頭ありますので、えさがなくて困つて、農家の人たちが五百人ほど来たのですが、農林省へ行きまして、水産庁長官やあるいは畜産局長、食糧庁長官等に会つても、非常にあいまいな回答をされているわけですね。ですから、あしたの方々の頭の中でもしこの基本法の内容が作られて、将来未端の農協が事業主体あるいは施行主体としてされるのでしたら、非常に疑問がある、こういう点が言えると思います。特に、私の方としましては、先ほど申しましたように、平均反別が四反七畝でありまして、農家として現行の中で生産投資をする金というものはほとんどありません。そういう点で、

現行預貯金が約三億七千万円あるわけでございますが、その三億七千万円をこえて現在農業部門に資本投下をしております。なお、私の方は神奈川県北部の津久井でございますが、この基本法の規模に当てはまるような農家が割近くあるのでございますが、この農家に引き上げるまでに二百万の金を農協があらためて貸せるかどうか。また、これを貸す農家あるいは国がその裏づけとして取るものがあるかどうか、こういう点をまず考えるわけでございます。そういう意味におきまして、私たちとしては、資金の面でも非常に問題があると思つてござい

ます。特に、現行の段階におきましても、先ほど申しましたように、生産量を上げていくためには、農協は預貯金を全部出してもなおかつ足りないという現況でございます。そういう中で、また農協がそうした個々の農家の樹立のための事業の中心となつたならば、相当考えていかなければならない問題があるではないかと考えるわけでございます。特に私たちが今一番問題としておるのは、津久井郡におきましては、これ以上農家の固定資本に投下をすることはできないという考え方を上につけております。そういう意味において、現行農協としましては屠場を持つております。また、三十六年度には、養蚕もやつておりますので、共同桑園等を作りまして、稚蚕飼育を三齢までやつて、蚕にして農家に配ろう、こういう形で、現在四町歩の桑の植え付けも終わつております。そのように、現行の段階では農協でいろいろとやっているわけでありまして、その中で国

や県の方でやっている役割、こういうものがどれほど大きいのか、そういう点を見たとときに、この基本法の中に入つたわけの問題をそのまゝ農家に移した場合、農協として非常に大きな負担がかつてくるのではないかと考えております。なお、私たちが資金がないので、信連とか共済連、あるいは中金、漁業資金等がかりに出しても、担保の裏づけがなければ貸さないという現況であります。そういう点から見まして、現行の中でこの基本法に基づくように二町歩農家に引き上げていくのには、五人に一人の割合で農家を抜いていかなければならないわけでございます。そのうち、結果的にはこの基本法の集団地の形成にならないわけでございます。

そういう点、疑問でございます。そういう点で、農協としましては、一昨年の合併の問題も、津久井郡全体が共同化の方向をとつていくべきだ、こういう方針から出たわけでございます。流通過程の問題につきましても、私、系統連の悪口を言うわけではありませんが、現行の段階で、全国連、県連がそういう生産の中で固定資本の投下をしているかどうか、こういう点につきましても非常に疑問があるわけでございます。たとえば、現行の豚肉価格でございますが、きのうあたり芝浦の相場が枝肉キロ当たり二百八十五円もしております。しかし、実際に芝浦で取引されている現物価格というものは、キロ当たりそれより十円から十五円安いわけでございます。しかし、そういう場合、農家としては、農協との無条件委託の中でどういふことを言っているかと申しますと、やはり芝浦相場の高値で買つてもらいたい、こうい

り約束を農協もするわけでござい
す。しかし、現実には、経済連を通じ
ても、実際には新聞相場よりキロ十五
円安いのだ、こういう中で連合会から
私のところへ伝票の仕切りが来るわけ
です。しかし、私たちとしては、
そうしたことを実際に農民に打ち明け
て、現行はこうだということをどうし
て言えますか。こういう点に末端農協
としての苦しみがあるわけでございま
す。そういう点から考えまして、私た
ちとしては、先ほど申しましたよう
に、連合会、全国連と県連との同じ協
同組合でありながら、考え方の違ふと
ころが一つございまして。それで、な
おこの間全販の方に聞きましたところ
で、現行の段階で東京の中央市場にこ
れ以上豚を集めることは非常に危険で
ある、こういうことを言っておりま
す。そういう点から見て、この基本法
の中にあります価格の問題につきまし
ても、やはり、基本的な条項はいいと
しても、これに付帯する法案がはつき
り確立されない限り、農家としては
乗ってこないのじゃないか、こういう
ふうに考えているわけでございまして。

それと、もう一つ価格の問題で、
卵、要するに養鶏の問題が安定事業の
中に入っていないわけですね。現行の鶏
卵は一キロ当たり三遠市場で百六十五
円、平均百六十二円というところを出し
ておりますが、なお、鶏卵のあとに來
る豚処理の問題につきましても、単
に豚肉だけの安定をとつても、やはり
これから系列化してきます養鶏事業に
対して、豚処理に対しては肉の問題
はどうか、こういう関連的な問題
がほとんどこの安定法の中にない。こ
ういう点を考えまして、やはり、基

本法の中の価格の安定性ということに
ついては非常に不備があるのではない
か、こういうことも言えるわけでござ
います。

もう一つ、牛乳の問題にしまして
も、きよりの新聞等を見てみまして
も、弘済会の売店の牛乳が二十日から
なくなつてしまふ、こういうことを
言っております。しかし、十二円で売れ
ております。資本家はやはり十四円で売
てもらいたいということを言っており
ますが、農林省は、国の重要産物だか
らどうしても簡単に上げることはでき
ないと言っております。しかし、二
月、三月ごろの政府が外国から輸入し
た小麦に對しまして、政府はどういう
売り方をしたかというところ、入札制度に
よつて一番高いところへそのふすまを
売つていられるわけであります。そうし
た関係で、末端価格としては、キロ当
たり八百三十五円という高値が政府の売
り渡しとしては出たわけでございま
す。そういう中で、政府としては、飼
料需給安定法というものがあつたが
ら、やはり無防備な形で業者を通じて
末端生産農家には生産資材が流れてい
るわけであります。その反面に、今申
しましたように、肉畜なりあるいは牛
乳の安定法の内容を見ましても、そう
した関連産業との格差をなくすとい
うような要旨でありながら、現行の段
階において、そういう不均衡な、ふ
まは八百三十五円である、しかし牛乳
は販売も十二円以上に上げてはいけ
ない、このように、非常に重要な法案
が国会で審議されようとする中で、ま
た、当然基本法の中に重要な一つのポ
ストを占める肉畜の安定価格の法案そ
のものが審議されようとする中で、そ

ういふものが政府の一つの方策として
流れているというところは非常に問題が
あるのではないか、こういうふうに考
えているわけでございまして。

そういう点で、私たち末端農協の職
員としまして一番問題となるのは、も
ちろんこの基本法の条項も大事でござ
います。これをささえるいろいろな
法令がはつきり性格を現わしてこ
ない限り、ただいま申しました鶏卵、豚
肉、牛乳等の問題を見ましても非常に
不安定である。特に、中央市場はこれ
以上取寄力はない。こういう点を見ま
しても、どこへ豚肉、どこへ牛乳を
持つていったらいいか、こういう点に
悩むわけでございまして。特に、牛乳等
の問題を見ましても、私、二十六年か
ら牛乳の問題を扱つておるわけでござ
います。今、乳業会社がどうい
うことをやつておつたかと申しますと、
わすか一割に満たない牛乳が増産され
ても、昔は五円ないし十円の価格の引き
下げをやつたわけであります。そうい
う点を見ましても、非常に不安定な形
における安定法あるいは酪農法の十九
条、二十四条、こういうものが審議さ
れてきたわけでございまして。そういう
点から見まして、やはり、いま少し、
成長部門として基本法の中で農業生産
の拡大をしていくならば、そういうもの
の肉づけをする関連法案といふものを
まず先に出して、そういう中で生産
意欲を助長するようないしつかりした
ものを政府は作つていただいて、この基
本法の審議に入つていただいたらど
うか、こういうふうに考えておるわけ
であります。

もう一つ、協同組合の育成とか、協
同組合法を改定するといふことを言つて
おりますが、現行の段階で私たちが今
考えておることは、全国連の考え方と
全然違ひます。一部には合ふ点があり
ますが、末端農協では早くこの基本法
を通過しようといふことは一人も言つ
ておりません。そういう点を考えて
も、私はきのう傍聴してしまして憤慨
したわけであります。ほんとうに農業
基本法を農民は待つてゐるかどうかと
いうと、私たち山村農家ではそういう
ことはおそろく言つてないと私は信じ
ております。私も一昨日まで二百二十
何部落回つて座談会をしておつたん
ですが、基本法の問題というのは、非常
に心配しておりますが、すぐ通せとい
うことは言つておりません。また、三
月十六日の農民大会に來たときも、私
のところは五百人ばかり來たのです
が、あしたえさの価格、魚かすの輸
入等の問題、大豆かすの輸入等の問題
を直接農林省の局長等から聞きまして
非常に憤慨しているわけでございま
す。そういう点から見ましても、安定
制度の問題をいま少し骨をつけていた
だいた上においてやつていただいたら
どうか、こういうふうに考えているわ
けであります。特に、えさの問題をこ
まかく申し上げますと、この間払い下
げになりました末端価格六百十三円と
いう三千キロのふすまがあつたわけで
あります。この手数料はどういう形
で格づけされたかと申しますと、全購
連が五円、県連が十円、末端農協は二
十円という形で末端価格六百十三円と
いう価格を出されたわけであります
が、はたしてこの数字が妥当かどうか、
こういう点に對しても疑問があるわ

けでございまして。そういう一つ一つの
問題を見ましても、協同組合に對して
共販施設を強化する、あるいは協同組
合法を改正して信託をやる、こういう
ことを言つても、ほんとうにこの問題
をやるのは末端の農協でございまして。
そういう点から見まして、政府におき
ましては、協同組合なり農村の問題に
つきましては、全国連の方だけの意見
を聞かないで、末端農協の方々の意見
もぜひお聞き願ひたい、かように考
えるわけでございまして。特に生産部門に
對する生産施設、これにつきましても
は、末端では非常に苦んでおりま
す。こういう点につきましても、いま
少し町村農協の財政等をお考えになつ
て、基本法等の問題に對してはじつじ
つとお考えになつていただきたいと思
つております。

それと、この基本法がかりに施行さ
れて、資金の流れ方の問題でございま
すが、これに對しても、先ほど申しま
したように、私たちとしてはちよつと
心配をしておるわけでございまして。私
の農協は、先ほど申しましたように、
四千万の赤字をしよう、三千八百何
人かの組合員で今農協の運営をしてお
るわけでございまして、今、信連、上
部連合会等の機関から借りるための担保
が一つもなく、これ以上生産資金に
對する資本投下をどうしようか、こ
ういふ形で今悩んでおります。幸い今
月に大体五千七百万くらいは販売代金
が入つてきますので、その販売代金の
前借りという形で現在新しい生産部面
への投資をしておりますが、はたし
て、そういうものを乗り越えて、今俗
に言う金融系統機関が、こうした末端
農協に、農地の集団化をするあるいは

生産の拡大をするための資金に対して特別な資金の融資をしてくれるかどうか、こういう点に対しては、私たちは非常に苦しい中で協同組合の運営をしてきただけに疑問に思っておるわけでございます。

そういうことでありますので、ぜひそういう点も十分にお考えになって、私は、この国会で通さなくても、それほど農民は急に死ぬわけではないと思うので、そういう意味で、一つじっくり臨時国会等を持って、農民の憲法でありますので、御審議のほどをお願いしたいと思います。

もう一つ、工場誘致とか、あるいはゴルフ場の問題、こういう問題が神奈川県、川県の県北にもひしひしと迫っておるわけでございます。特にゴルフ場につきましては、時と所を問わずゴルフ場を作っておいて、あとは住宅地の切り売りという形でどんどん農地の転用が行なわれております。そういう点に対して、基本法の中でどういふように考えていくか、こういう点も私たちとしては悩んでおる点の一つでございます。

もう一つは、工場ができて、工場と工場との間に農地があるわけでございます。そういう農地をいかに集団化していくか、こういう問題にも大きな悩みがあるわけでございます。

それと、今神奈川県、川県の県北には大津漁業という水産会社が四十五億の金をもつて入ってきておられますが、はたして、この水産会社と、これから基本法の中で生産構造を変えていく場合において、どういふ関連の中で価格の安定をしていくか、こういう点が非常に心配でございます。彼らの話を聞きますと、今彼らとしては豚肉は少なくもキロ三百円というのを言っておられます。そういう中で資本投下をしておるわけでございますが、先ほど申しましたように、農林省が大蔵省との取引の中で行なわれておるものは、二百十六円という非常に低価格の中で予算五億円くらいを組んでおるわけでございますが、そういう点等を見て、私たちとしては現実の問題として非常に心配があるわけでございます。

そういう点等から見まして、政府の案等につきましては、いまだ十分な審議の上で立つて、なお現行にある飼料供給の法律とかあるいは肥料の問題、糸備安定法の問題、肉畜事業団の問題等もがつまり表面に出していただいものを作っていただきたい、かように考えておるわけでございます。

特に、私がなぜ社会党の基本法に魅力を感じたかという問題は、私のところでは、先ほど申しましたように、四反七畝の耕地でございまして、この中に三千八百の農家がひしめいておるわけでございますが、兼業農家でないといふ農家はほとんどありません。なおかつ、そうした人たちがかりに二町歩以上の経営をやっても、いわゆる流通市場の中でたかかれるという問題が現実の問題としてあるわけでございます。

特に、牛乳等の問題につきましても、専業農家と一般農家という形でキ口当たりにしても五円くらい違うわけでございます。また、野菜等につきましても、私のところは七月から十月までの間にキウリを約一億円くらい売り出しますが、全郡プール計算の中で現在市場に出しておられます。そういう点等を

見ましても、やはり、現在私たちは、そうした選択的拡大の中に立つて、自立農業の確立ももちろん必要でございますが、現行の価格制度あるいは流通部門の中では、そうしたもののより、もっと地域的な生産部門の中でやはり共同体が必要ではないか、こういうふうに考えております。

もう一つは、私たちみないな非常に傾斜度の高いところで、はたして集団化ができるかどうかという問題につきましても、そういうためにあるいは機械化というものを個人的に持つても、現行の段階では非常に不利でございます。そういう意味では、特に機械化スデーションというものは、やはり農協等で集団的に持つて、その形における生産農家のサービスが必要じゃないか、こういうふうに考えておる点がございます。

それから、もう一つは、農地の問題でございますが、先ほど申しましたように、全面積の二割が耕地でございまして、その残った九割が果樹園地でございます。そういう点等の払い下げに対して、私たちとしては非常な魅力を持つておるわけでありまして、先ほど申しましたように、共同桑園等も、今度町がやつと国有地の払い下げを受けまして、四町歩共同桑園にしたわけでございます。まだまだ私の方としては未墾地等があるわけでありまして、そういう点ができれば、私たちの経営はこれ以上伸びていくのではないかと、かように考えて、そういう点を現実的に現在の生産方式の中に取り入れるという点で、現在魅力を感じておるわけでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○(拍手)

○小山委員長代理 次に、小池進君にお願いいたします。

○小池公述人 小池でございます。私はほんとうのどく百姓で、百姓の経験は四十年をしておりますけれども、実は、こうしたところでおしゃべりをするとか、むずかしい法律や理屈ということには非常に苦手なものでございまして、非常に重大な問題を含んでおりますきよの公述などには向く男ではないのでございまして、急の御推薦をいただいて、来ないのも卑怯だという感じを持ちましてまかり出たわけでございます。

先ほど、どなたからお話がありました通り、この農業基本法が二つ一度に国会に出たということによりまして、私たちも非常に奇異な感じにとらわれておるのでございます。今まで私はあまり政治のことには関心を持ち知識を持つておりませんので存じませんが、こうしたことは非常にまれだったのじゃないかというふうに考えております。そして、とにかく、さつきなたからかお話がありました通り、百姓も御用済みになったのではない、与野党とも、農業者を救うために、農民のために法律を作ろうという御意図があるという点に対しては、衷心から敬意を表しておるものでございます。先ほど申されました通り、農民というのは非常に政治感覚に乏しいのでございます。しかし、なかなか、がめつさを持つておられて、最近のうちに他産業の伸びがすばらしくなり、自分の所得や生活というものが沈滞するといふと、もたもた、もやもやをし

始めるのが農民の通弊でございます。

そういう点から、二つ農業基本法が国会に上程されたということによりまして、とくにこの農業基本問題に関する関心が強くなったという現状のように私は見ております。正直のところ、もう基本問題というところがいろいろの報道機関あたりから流れてわれわれを啓蒙してくれたので、すでに長い間そういうことが繰り返されてきたのでございまして、非常に関心を持ちまして指導的な立場にあつていろいろと解説をし指導をせられておる方もあつたように感じております。それで、二つ出た、一体どういふことになるのだというふうに考えて、私たちも実はまさかそういふふうに二つ一度に出るのではないかと考えておりましたのが、二つ出た。顔面通りに受け取りますと、これは非常に農民を大事にして下さるという御意図がその中に含まれておるというのを感じておりますが、私は正直だから、顔面通りに受け取っておるのでございまして、二つ出てみますと、もちろんそれは狭い視野に立つて、われわれはくわを持つて三人ぶり、四人ぶりがれるのですから、決して皆さん方に負けませんけれども、こうしたことに對する批判力とか比較、そういうことに對しては自信もないのでありますけれども、しかし、二つあればどちらをとるかというふうに考えるのでございまして、そして、いろいろ足りない知恵をしぼって、おくらばせながら急いで法案を拝見する、しかし、なかなか第何条第何項というところは百姓の頭には

入って参りません。あまりにも複雑過ぎて、もたもたしてしまつて、どういふふうに受け取つてよいのかわからないう。これは私だけでなく多くの百姓はそういう形じゃないかと思うのでございませう。ただ、さいせん申し上げました通り、関心は深くなつた。その深くなつたゆゑんというものは、とにかく自分の生活が苦しくなつた、所得が他の産業とバランスがとれなくなつて大きな断崖ができてきた、これではおれたちはあほつたらしいというがめつさから関心が深くなつたと思つてあります。そういう点から考へてみますと、實際農業者というものはあまりにもものき過ぎるというふうには私に考へております。

この基本問題が今日あるについて、私一つ妙な思ひ出があるのですが、これはたしか昭和二十四年の五月かと思つておられます。敗戦後いろいろの混乱とか動揺というものが一応昭和二十四年にはまあ見通しがついたといふふうに見え、見ようによつては見られたのでありますけれども、まだまだ食糧事情は非常に悪くて、運配、欠配が常習的にあつて、なかなか全国的には食糧の見通しは暗かつた。そして、そのときに、財界のお歴々の一部に、いかに国費を投じて食糧の増産に政府がてこ入れをいたしまして、なかなか効果があがらぬではないか、むしろ、この際考へて改め、食糧は輸入に仰いだ方が得策じゃないかという意見が出たのでございませう。それをあの石黒のひげじいさんが聞きつけまして、とてもないことだといふので、工業倶楽部へ財界の御所連中にお集まりを願つて、あのしらが頭を振りながら、

農業生産というものは非常に生産のテンポがのろいから、すきつ腹に飯を食ふよりな効果はさう出るものではないといふことを説かれ、また、農業と他の産業との関連等について話された。

われわれは、そのとき、じい様何言ふかというふうに感じておつたのです。が、一番最後に、とにかくいかなる国におきまして、これは過去の歴史が、農業の健全なる成長を伴わない第二次、第三次産業の成長発展というところは長く続かないといふことを言われたいを覚えておるのでございませう。ちよと今、日本はすばらしい経済成長をいたしまして、農業者だけが置いてきぼりになりつつある、すでになつたといふふうには私に考へておられます。

そういう段階になつて、これはほうつておけないといふことで、おくれればせながらそれに何らかの保護の手を加えなければならぬといふところで基本法ができ上つたといふふうには考へておられます。もちろん、でき上つたといふのも、各党でその法案といふものはでき上つて現在国会へ提出されている状態なんです、私もいろいろなまかじりに法案の内容等について一応拝見し、また自分の足りない頭なりに考へておられますが、さつきもお話がありました通り、いよいよしぼつてみますと、やっぱりわれわれが一番関心を持つのは構造の問題だ。私は、あの學者から、基本法といふのは、日本のは西ドイツの農業基本法といふものを大いにしんしやくしてあるといふことも聞かされておられますが、西ドイツのそれはどういふ形であつたかといふふうになつておられるか、私はよく存じませう。ただ、西ドイツは一九五五年に農業法

が国会を通りまして、五八年までわずか三年の間にかなりの効果が出たといふことを私は聞かされておられます。行つてみたわけではございませう。それらを考へてみると、あまり簡単な考へ方かもしれないけれども、適切な法であれば、必ず、その効果は、一年二年ではどうか知りませうけれども、私たちが出来るものといふふうには確信をしております。そして大きな期待を

持つておるのでございませう。さつきも申し上げました通り、法案全体を私たちが眺めて考へてみますと、ここがこころ、あそこがああといふことはなかなか指摘できません。きょうも朝からほかの公述人の方からいろいろなお話をお聞きいたしまして、ほんとうによい勉強になつたと思つておられますが、ここに私たちの地帯で一番関心の深い問題はやはり構造の問題である。その問題をよく考へてみますと、これはやはり地帯別にその環境が違ふことに考へ方が違ふのじゃないか。私のところは、埼玉県の平坦地で、米麦を主とし、それに養蚕あり、また一部蔬菜もあるといふふうな、しごく恵まれた地帯なのであります。そういう地帯におりますので、私だけでなく、幾人かの意向をたいてみますと、やはり構造の問題は家族経営による自立農家といふことを希望しております。そして、構造の問題は、私たち基本法を拝見いたしまして、池田さんのいわゆる切り捨て論とかいふようなことも拝聴いたしました。しかし、面積にあくまでこだわるべきではないといふことを早くから考へておられます。

「小山委員長代理退席、委員長着席」

もちろん、自立農家として立つていく条件はいろいろあるでしょうが、面積の問題を考えた場合に、これが場所によつてまちまちだと思ひます。ことに、法律というものは一片の条文をもつて国全体に通用される性格が強いのでございませうから、地域によつてはそれを喜んで受け、地域によつては苦虫をくつめて眺めるというふうなことが起こるのは当然だと思ひます。

私、米価の算定についていふんひといふことをするといふふうなことを考へたことがあるのですけれども、統計の上から見ると、一石の米を作るのに場所によつては一万七千円かかつておる。場所によつては二千八百円以上がつかつておる。それを一律一石に一万円であつて買ひ上げるという矛盾があると同様に、やはり、法律というものは地域環境を加味して区分して適用するわけにいかないといふところになかなかむずかしい点があるのじゃないかといふふうには私に考へておられます。私の地帯ではそれは申しませんが、構造の問題は、そういう意味合から、どうしても私の地帯では極端な協業化といふようなことにもあまり魅力を感じておりません、むしろ自立経営にする、そして、あくまで面積といふものにはあまりこだわり過ぎずに、所得を対象とした自立経営といふふうには考へておられます。その点は、私は古いことを申し上げてはなはだ失礼でございませうけれども、過去における、過去といふにしても、終戦後の農業関係で一番大きな革命的な改革といふのは農地改革であつたことは皆さん御承知の通りでございませう。あの農地改革の効果といふものがいかに大きかつたかといふこと

は、今さら私らが説明申し上げるまでもございませう。そして、やはり、あの農地改革があつたがために現在の日本の第二次、第三次産業もこういふすばらしい成長発展を遂げたのだと私は考へておられます。おそろくこれは私だけでなく皆さんも御同感だろつと思ふのでございませう。あのときに農地改革の法の内容がよかつたからさういふ成果がおさめられたのであつて、もしあのときに内容をちよつと改めて、全体を、つまり農地の私有を認めないで国有にでもして、さうして純然たる共同化といふことにいつたら、あるいはこれほどの成果はおさめられなかつたのじゃないかろつうか。私も、戦争の末期、あの当時は、非常に、農業資材もなく、労力もない、肥料もない、しかもけつをひびたかされるような思ひをして、増産しろ増産しろと、全体主義的な行き方で増産を強要されました。で、苦肉の策として、何とかして共同作業によつて労力不足を補ひ、何とかやつていこうといふことで、ずいぶん苦勞して共同耕作にも手をつけ、また、さらに共同作業はやつてみましたけれども、全体を共同化するといふことに成功したのは一つもありません。

部分的な共同といふことに対しては相対的な自信も持つておられます、これは私は今後ともうまく伸ばしていけば非常にいいと思ひます。先ほど、どなたからもお話がありました通り、仕事の種類、農業生産の種類別によつては、共同といふことは非常に高度の結果を生み出しておられます。しかし、百姓だけではなく、人間のおの本能的ながめつきはあるので、そのがめつきを全然ためられれば、お釈迦様のような

は、今さら私らが説明申し上げるまでもございませう。そして、やはり、あの農地改革があつたがために現在の日本の第二次、第三次産業もこういふすばらしい成長発展を遂げたのだと私は考へておられます。おそろくこれは私だけでなく皆さんも御同感だろつと思ふのでございませう。あのときに農地改革の法の内容がよかつたからさういふ成果がおさめられたのであつて、もしあのときに内容をちよつと改めて、全体を、つまり農地の私有を認めないで国有にでもして、さうして純然たる共同化といふことにいつたら、あるいはこれほどの成果はおさめられなかつたのじゃないかろつうか。私も、戦争の末期、あの当時は、非常に、農業資材もなく、労力もない、肥料もない、しかもけつをひびたかされるような思ひをして、増産しろ増産しろと、全体主義的な行き方で増産を強要されました。で、苦肉の策として、何とかして共同作業によつて労力不足を補ひ、何とかやつていこうといふことで、ずいぶん苦勞して共同耕作にも手をつけ、また、さらに共同作業はやつてみましたけれども、全体を共同化するといふことに成功したのは一つもありません。

気持になれば共同化もつばに仕上ると思ひますけれども、そうでない限り、なかなか全面的な共同化ということとはむずかしいものでございませう。ことに、農地の共有というよりなことにあります。妙な執着を持つております。そのために、これはもう理屈抜きに反対するといふ機運が私のところでは見受けられております。そういう点から、私は、構造の問題に對しては、政府案、それは、一部分の共同といふことを保護助成するといふ行き方に、どうか両党とも話し合ひになつて、そういう線でお進み願ひたいといふことを懇願いたします。

それから、もう一つの問題は、社会党さんは新たに三百万ヘクタールの畑地、草地を開墾開墾して、現在の全国土の三〇%、——私は詳しい数字は存じませんが、日本は六百万町歩の農地に六百万戸の農家があるのだといふことを言われておりますが、そうしますと、六百万ヘクタールに對する三百万ヘクタールといふことは五割増。そうして、国土の三〇%に農用地を引き上げるといふことを言われておりますが、私は、この点非常に不安じやないかといふことを感じておるのでございます。と申しますのは、もちろん農地を拡張して高度に利用することとは農業経営には非常に大事なことで、日本農業の大きな発展を妨けておるものは狭隘なる農地が大きな条件だといふことはわれわれよく存じております。しかし、よく考えてみますと、あの終戦後食うや食わすの時代に、ありとあらゆる工夫をして、河川敷やら何やらできる限りの開墾はすでにし尽くされているのじやないか。も

ちろんまだまだ幾分は適当な農用地に向く未墾地があるかもしれないが、三百万ヘクタールといふのはちよつと無理なんじやないか。ことに、日本のような常襲災害地におきましては、ほんとうにこれは考えさせられる。われわれは平坦地におきまして、山の木がなくなつてどうつと水がくれば稲がひつかぶるというのをたびたび繰り返してきておりますので、実は、平坦地におきまして、山の木を切られるといふことは全面的な賛成はできかねるのです。ことに、未墾地の利用といふことに對しては、私、想像いたしますのに、これは畜産生産の面に大きく利用なさるといふ御意図のようですが、それはまさにその通りだと思ひます。しかし、草を作るにいたしましては、なかなか条件が必要なんでございませう。牧草を作るにいたしまして、年間の無霜の期間がどれくらいあるか、傾斜はどれくらい、土質はどうであるか、どれくらい雨に耐えるかといふことを考えますと、なかなかそう簡単にはいかない。無理をした開墾といふことには私は賛成できかねるのでございませう。もちろん先進地のお話も聞いております。また、さつき清水さんからデンマークのお話を承りました。が、デンマークあたりは農業先進国として農民の生活文化といふものは非常にかなやかだといふようなことを聞いております。そのデンマークの農地の生産力と日本の農地の生産力とを比較されたことを私聞いております。それは、はつきりと申し上げますと、草博士と言われます鶴原恭爾博士でございませう。あの人の調査実験からいたしまして、デンマークの一エーカー当たり

の年間の日射熱量といふのは四カロリーだ、日本はそこへいくと十七カロリーあるのだ、そうして、実際に一つの面積を区切つて年間草の採集方法といふのは、われわれしろうとにはちよつと想像のできないような緻密な計算になつておるようですが、その結果で上がったものは、日本では四倍以上の生産力があがつてゐる。しかも、それが昭和二十五年、六年、七年と三年の私の地帯における調査の結果そういうものが出て、時は覚えておりませんが、それを農林省の畜産課に行つて話したところが、こんなべらぼうな数字は出つこないといふことで、氣遣ひ扱いされたのを覚えております。そういうようなことも考えますと、無理な開墾といふことも考えます。程度適正な、それが適正か私にもよくわかりませんが、あまり無理のない開墾で農地の拡張といふことにとどめまして、生産能力の非常に高い既耕地を高度の土地改良をし、そこに持つていつて、これははなはだ尊大な言い方でございませうけれども、ほかのことと別でございませうけれども、ほかの本の百姓といふのは、日本の農民といふのは、農業民族としては世界で最優秀として評価されているといふことをだれかに私聞かされております。自分でもそういうものだと思ひておるのではありません。(それで一番貧乏だ)と呼ぶ者あり)それで一番貧乏なのは妙な現象ですが、(政治の欠陥だ)と呼ぶ者あり)いや、私は政治だけとは考えておりません。私はお釈迦様の縁を引いておりますので、みずからも大きな反省をして、農業者自体もちゃんと勉強しなければならぬと思つております。

これは私の表面だけでなくてほんとうに心からの声でございませう。しかし、實際問題といたしまして、これは古話になつてまことに恐縮ですが、国土が狭いよりは、シャッポの下を生かさなといふ、これが一番進歩の妨げになることはよくいろいろの場合に申されております。われわれがほんとうの百姓の気持からせつかく選んだ代議士諸公が、りつぱな農村、農民を作るためにいろいろの保護政策を法制化して下さるといふことに對しては、われわれ自体もこれは半分は貧乏する責任が何だかあるような気がいたしますので、決して依存心だけを持つつもりはございませう。必ず努力をして、もうちよつと頭を働かしまして、国の施策と相待つてりつぱな農村、農民として生きる覚悟でございませう。

この案文を見せていただきました、特に内閣提出の案文につきましては、私も非常に不勉強でありますので解釈に苦しんでおると思ひますので、考えようではよく見え、考えようでは非常に恐ろしいといふような感じも見えますので、理解に苦しんでおります。一方、社会党から提案されました対案を読みますと、われわれとしましては、非常に平易に書かれておりますので、受け入れやすいように感じておるわけでございませう。

どうも妙なことになりましたが、もう眠くなりそうですから、この辺でよろしく……。(拍手)

次に、総括的に申し上げたいのでございませうが、現在の時点におきましての私たちの農業をめぐる問題は、他産業の従事者との間におきましての生産的な構造問題あるいはいろいろ所得的な格差の問題といふことが非常に多く差ができておるといふことは、諸先生方におきまして十分お認めのことろでございませう。そういう観点からいたしまして、雑な話にはなりますけれども、長期にわたりました現内閣が絶対多数を持つて政権をとられておりました、そして現在の曲がりかどあるいは壁に突き当たつたような農業の状態に持つてきたといふことにつきましては、一面われわれにも責任はありますけれども、現在におきましては政治による

○坂田委員長 次は、木村亮君。○木村公述人 栃木県農協青年連盟の一員の木村でございませう。

まず最初に、農業基本法の問題につきまして、私は、農業委員会とかあるいは役場あるいは協同組合の方からいへば文書を見せてもらつたと聞かしてもらったことがございませう。私たちといひましては、やはり、従来から、われわれが何とかして農民の立場においては法的に保護されなければ立ち行かない現実といふものを非常に痛感いたしておりますので、そうしたことを強く関係団体には要求いたしておつたわけでございませう。そのためには、組織といたしましては、なげなし

力が何といつても八、九割ではないかというふうに考えておるわけでございます。選挙のときには与野党両方の意見を聞いておりますが、ともに農民のためにやるという約束を約束されて票を持って国会に出られたことだと考へておりますけれども、その公約が果たしてその後実現されたかどうかというところにつきましては、私たちは非常に疑わしく考へておる次第でございます。前文を読みますと、非常にわれわれに對しまして感謝の言葉を述べられ、あるいは御苦労であつたという言葉が見受けられるのでありますけれども、しかし、給にかいたばかりもち、あるいはほめられただけでは、私たちは腹がはいにはならないのでございます。従いまして、今後におきまして十分この法案につきましては御検討の上におきまして願ひたいと思つております。

次に、国の施策という内閣から出された面でございますが、第二条のごときでございますが、需要供給のバランスが破れたときにその生産の転換云々というふうになつてございます。過日、われわれは、関東地区におきまして、大麦、はだか麦の特別措置法に對する絶対反対の大会を、これは農業、農民団体総あげでいたしました。このときには、もちろん自民党の方も社会党の方も全部入った大会でございましたが、このようなことは、大麦、はだか麦がもう要らなくなつたからということで、買付の制限あるいは作付の転換を法的に強要されるというふうに私たちは感じておるのでございます。そういう意味からいいますと、二条の一に

が破れそうになつた場合におきましての生産の転換という問題がうたわれておりますと、今後いろいろな面で一生懸命やつておられます、いや、ふえたらからこれで終わりだというふうに切り捨てられるということになり、私たちは何に転換していいのかわからなくなるというところでございます。次に、農業生産の問題でございますが、農民の立場からいたしますれば、農業の物的な生産量の増大ということとは必ずしも私たちは考へておりません。私たち自身の問題といたしましては、やはり、貨幣の量、金の量がいかにふところに残るかということが私たちの希望でございます。しかしながら、半面、内閣という立場におきますれば、国民全体の立場ということをお考へられて、量的な増産ということも考へねばならぬならば、これらに對する裏づけをどうしても私たちとしてはお願いしたいのでございます。

そこで、次の問題は、第八条を見せたいでございますが、「長期見通し」云々というふうになつてございます。一方、社会政策におきましては、生産の計画から需要供給に向かひましてのそのバランスにおける計画化ということが非常に強くなつておられます。私たちの立場から考へれば、やはり、計画的に生産され、これが計画的に消費をされて、われわれの生活というものがより高いものでなくてもいいから、ある程度の水準における生活をするための計画的な生産がなしたいということがわれわれの念願でございます。それから、こうしたものを作るにおきましての農政審議会という事項があるものでございます。ここにおきましても、審議会に案はかけるけれども、その答申されたものがそのままいいますか、相当重視されないことがもしあるといたしますならば、私たちとしては非常に不安でございます。その審議会に對しても、真にわれわれ農民の代表といふものをその構成の中に入れていただきたい。これが社会政策の方には見えるようでございます。

次に、農業災害の問題でございます。これは両案ともありますが、特に、災害の防止対策、復旧、農民の災害による損失の補償という問題につきまして十分措置をお願いいたしますと同時に、農業災害補償制度の改正にあたりましては、去る二月の十三日かと思ひますが、農林大臣に答申された通りにやつていただくことがけっこうだといふふうに考へておるわけでございます。

次に、農産物の価格と流通の問題でございますが、国の施策に應じておられますが、われわれがまじめに一生懸命働いておられますならば、その生産されたものの生産費及び所得補償が完全になされるということが私たちとしては希望でございます。ところが、今までわれわれの間に

おきましては、国の奨励するものの反對のものを作つた方がむしろわれわれにとつては得たという言葉が通つておりますので、このようないふ言葉が通らないような施策をぜひお願いしたい。その点で、支持価格、特に、社会政策に盛られておりますものは、価格決定のところに農民を参加させるという点、われわれ、農民が作つた自分のものを自分の力で定めることができないといふ

全国農民の悩みを何かこの一事で解決してくれたいという感じがいたしました。非常に喜んでおる次第でございます。次に、流通の合理化の問題でございますが、この点では、私たちは農業協同組合を中心とした運動をいたしておりますので、販売の面におきましても、購買の面におきましても、生産から販売に至るところのすべての問題についての協同組合の現在のあり方は、その法的措置よりも、むしろ政府等の米麦等の取り扱いというふうな、出先というふうな感じを受ける協同組合のあり方から脱却いたしまして、真に生産協同体として農民の立場を守るような、あるいはそれを指導できるような協同組合の姿により戻していただきたいといふことでござい

な、農産物の価格の点でございますが、その用途別によりまして支持価格といふものを考へていただきた。一つの例を取り上げますとビール麦でございます。大麦の作付転換といふことになりまして、栃木県あるいは関東各県におきましては大麦をビール麦に転換することが一番たやすいのでございますけれども、相当な数が増産されますと、どうしてもこの価格が引き下げられるという形になりますので、やはり、醸造用の麦でありますならば醸造用という形におきましてはつきりした価格を出していただき、これを協同組合によつて集荷いたしまして、そして、国がこれを買取り、会社に流すといふような方法をとつていただきたいと思つております。

たように、協同組合を通しましての購買事業を確立していただきたい。そのためには、安価にしてしかも適時に適量なものが流れるように、協同組合を通して手配をお願いしたいということでございます。それは、生産の長期計画とあわせまして、やはり資材の計画をいたしまして、時期にずれないようにお願いしたいというのが私たちの望みでございます。

次に、農産物の価格と流通の問題でございますが、国の施策に應じておられますが、われわれがまじめに一生懸命働いておられますならば、その生産されたものの生産費及び所得補償が完全になされるということが私たちとしては希望でございます。ところが、今までわれわれの間に

おきましては、国の奨励するものの反對のものを作つた方がむしろわれわれにとつては得たという言葉が通つておりますので、このようないふ言葉が通らないような施策をぜひお願いしたい。その点で、支持価格、特に、社会政策に盛られておりますものは、価格決定のところに農民を参加させるという点、われわれ、農民が作つた自分のものを自分の力で定めることができないといふ

全国農民の悩みを何かこの一事で解決してくれたいという感じがいたしました。非常に喜んでおる次第でございます。次に、流通の合理化の問題でございますが、この点では、私たちは農業協同組合を中心とした運動をいたしておりますので、販売の面におきましても、購買の面におきましても、生産から販売に至るところのすべての問題についての協同組合の現在のあり方は、その法的措置よりも、むしろ政府等の米麦等の取り扱いというふうな、出先というふうな感じを受ける協同組合のあり方から脱却いたしまして、真に生産協同体として農民の立場を守るような、あるいはそれを指導できるような協同組合の姿により戻していただきたいといふことでござい

な、農産物の価格の点でございますが、その用途別によりまして支持価格といふものを考へていただきた。一つの例を取り上げますとビール麦でございます。大麦の作付転換といふことになりまして、栃木県あるいは関東各県におきましては大麦をビール麦に転換することが一番たやすいのでございますけれども、相当な数が増産されますと、どうしてもこの価格が引き下げられるという形になりますので、やはり、醸造用の麦でありますならば醸造用という形におきましてはつきりした価格を出していただき、これを協同組合によつて集荷いたしまして、そして、国がこれを買取り、会社に流すといふような方法をとつていただきたいと思つております。

たように、協同組合を通しましての購買事業を確立していただきたい。そのためには、安価にしてしかも適時に適量なものが流れるように、協同組合を通して手配をお願いしたいということでございます。それは、生産の長期計画とあわせまして、やはり資材の計画をいたしまして、時期にずれないようにお願いしたいというのが私たちの望みでございます。

といったします。その場合に、今までのような労働ではどうしてもこれは成り立ち得ないのでございます。これは、われわれの県が農業的に非常におくれているために、米麦、あるいは私たちの地帯は麻地帯でございますから、それがためにそういうことになるのかも知れませんけれども、そういうことが言えます。さらにまた、平均いたしまして私の部落は一町一反程度でございます。これが二町五反ないし三町ということになりまして、反当り今取得価格が十五万ないし二十万いたしておりますので、三百万ないし四百万の金が融資され、あるいは何らかの方法で手に入らなければ、こうした拡大ができません。従つて、農民の立場からいいますと、これを借り、あるいは何かの方法をいたさずして、これらの資金を出してまで、その利子をつけて、拡大を現在の時点においてやるということはとうていできませんし、それからまた、付近の農業の關係からいいたしまして、そういう強い者が残つて弱い者が他にしようといいたしまして、なかなか一朝一夕にはいかならないというのが現状でございます。

それから、土地改良及びその利用の面でございますが、これらの面につきましても、土地の高低あり、区画の問題あり、水利あり、農道ありといううなことでございまして、これが自立経営をいたすために相当量に広がります。それから、協業を実施いたすということになりました。やはり、土地の基礎的な条件を整備いたさなければ、なかなかこれが円滑に進みません。そういうことになりましたと、この

土地改良事業に要するところの資金も相当なものが要ります。しかしながら、現在におきましての農家のふところ工合からいいますと、そう簡単には参らないのは先ほど申し上げたと同じでございますので、やはり、こうしたものの裏づけをいたしましては、資金的な対策というものがはつきり法案の中に打ち出され、しかも国の責任という問題も出していただきたいと思つてございます。

それから、次に、協業の助長と、それから社会党で出しました共同化の問題であります。小家族において機能拡大をはかりまして、そして家族経営において生産過程におけるいわゆる部分的な共同作業という問題と、全般的な共同化という問題でございますが、今までにおきましては、家庭内におけるところの単一共同作業といううなことも何とかなつたかもしませんが、しかしながら、こうした農業基本法案というように法的にこれを定めて、しかもこれを今の農家及びその従業者が他産業におくれない形においてなすという場合におきましては、今までのそのつどつどのヌエ的な共同作業ではなかなかできたいというところと、最近に至りましては、われわれの仲間といたしましては、やはりその共同化の方向へ方向へと逐一進んでおります。もちろん、これは、長い間の土地所有権の歴史と、各戸々々におきましての独立農業経営との、この切りかわりの時期でありますから、その短兵急にできるとは思いません。土地所有権の問題につきましては、先ほど小池さんからも述べられましたよ

うに、これは、当然、全体的な所有といたうことはいましばらくの間はむずかしいのではないかと。いわゆる個人的な所有の上において個々に経営上の問題でこれをどう共同化していくかというところが私たちとしては一つのねらいであり、そうならなければならぬといううふうな考えを持っておられます。次に、教育の問題でございます。内閣案の十九条と社会党提案の十三条には、何か季節的な農業者を育成するといふような教育という問題があるものでありますけれども、やはり、農業者としてほんとうに地についたものにするためには、基礎的な教育等からこの問題は特に重点的にお願ひしなければならぬと考えております。

それから、次に、就業機会の増大の問題でございます。これはあるいはしかられるかも知れないのであります。私たちが受け取つたところでは、私たちの付近では、三、四年前までは一日の雇ひ労働者の賃金が約二百円前後であつたのであります。現在におきましては約四百円前後に上がつてきております。非常に農業労働というものが不足を来たしております。それと同時に、他産業へ出ていく三男も非常に多くなつてきております。しかしながら、その他産業に出ていくものは、近くに日雇の工場がございますので、大部分が臨時雇ひの形でおります。これがどういふことになるかというのを非常に心配いたしております。それで、私たちがいたしましては、やはり、農業の経営というものを、ただ単に畑やたんぼの上における経営、あるいは家畜舎内における経営でなくして、さらに進みまして農産物

を原料としたところの加工工場というものにこの農家の三男を吸収して、農家の全体的賃金の量を多くしていただくといふようなことをお願いしたいのでございます。

以上、私は非常に勉強不足でありまして、簡単に意見を述べたわけでありまして、時間も就ましていただきました。この両案の中からも以上のようなものを指摘することができ、しかもこれは公述人として一昨日速達をいただきました。それから勉強でございますので、非常に粗雑でございます。しかしながら、こういうようなことが一般の農民の間におきましては非常に知れわたつていないというのが現状でございます。

この法案は、農地改革以来の日本の農業革命ともいふべき非常に重要な問題で、裁判におきますれば農家の使命を決する判決にもひとしいものでありますので、やはり、十分に時をおいていただきます。農民にその趣旨を徹底させ、国では、こういう組合の状況のためにこうなんだ、外国の状況はこうだ、お前たちの責任においてこうしてもらいたい、そうすると何年後においてこのようになるのだといううなことを十分一つ知らしめていただきます。そして、そして、党の面子あるいは何かの力によって押しつけられるような形でなくて、真にわれわれ農民のために今後混乱を来たさぬように諸先生にお願ひいたしまして、私の公述を終わります。(拍手)

質疑の通告がありますからこれを許します。なお、申し上げたいことは、五時からいろいろ用件のある方も多いようでございますので、五時まで、通告者二人でございますが、大体半分ずつで御了承願ひしたいと思います。森田重次郎君。

江藤倉司さん、あなたの実際の経験に基づいていろいろの御意見、あるいは詳細なる事実に基づく数字、あるいは等々あげての公述に対しては、いろいろ教わるところが多かつたのであります。この公述を聞いておりますと、今現実に向つていく幾多の政治問題があるんだということがよくわかるのであります。しかもこれは早急に解決せんといふところにあるあなたの不満があつて、それが相当情熱的にきよく公述せられておるようであります。ところが、これらの問題を解決するには、やはり、この農業基本法といううなものがある。それが原則的にきまつていて、それに關連したいろいろの法律をすみやかに制定し、それを実施するのでなければ、あなたの今の御不満にこたえることができないわけなんです。従ひまして、そういう前提の上に立つて、農業基本法はまだゆつくりやつた方がいいという結論は、どう考えてもわれわれの納得することができないのであつて、これは、あなた、社会党さんの方にお味方なさるという意味において、社会党さんがなるべく今通したくないという御意図があるから、それに沿うような

○坂田委員長 これより公述人に対する質疑を行ないます。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

○森田委員 最初一人々に御答弁をわすれられ、あとで皆さん共通に一つお尋ねしていきいたいと思つたのであります。

御公述をなさつておいでになるのではないかと私は思う。だから、この点は、あなたの態度の結論とあなたの前提としての材料は全然矛盾の上に立つておるのではないか。従つて、この点どうお考えになるか、これを一つ聞いておきたい。

それから、そこで今度は共通の質問でございまして、私は社会党から提案されたこの法案は非常に興味深く読んだのであります。非常に理論的でもあり、相当御苦心の上提案せられたものでもあり、かつ、社会主義的な信念といふものがこの上に盛り上がつておる。ただ、問題は、はたしてこれが日本の農村の指針として妥当であるかどうかといふことが、現実的な政治問題としてわれわれ考えなければならぬものだと思います。第九条を見ますと、農地は、これを耕作する者に所有せしめることを原則とし、ということとで、建前とすることになっている。ところで、その農地は、今のことは建前なのであるが、究極の目標をどこに置くかといふと、農地に関する権利は自主的にこれを共同保有に移行させるということが究極の目的なのであります。その権利といふのは何のことかとすると、所有権はむしろ含んでいゝと私は解釈します。そのほかに借地権もあるでしょう。地上権もあるでしょう。あるいは使用貸借権みたいなものをも包括するかもしれない。そこで共有と言わないで共同保有と書いたのは、つまり、所有権だけの問題でないからという包括的な意味を持たせたものだと思ふ。しかし、結論として申し上げますと、この権利をその共同体に移すということが究極は根本なんです。

す。それはその社会党の方々の理想的境地をこゝへ表現したものだと思ふ。そこで、第十条を見ますと、社会党さんは日本の経営主体をどこに置くかといふと、これは農業生産組合その他の農民の共同組織というのであります。わが自民党のような自立的な経営といふものはこの条文は認めていないのであります。そこで、その二条を見ますと、むしろこれを促進しておるのであります。第十一条を見ますと、御存じの通り、「都道府県の区域内の必要な地に農業サービスセンターを設置するとともに、機械化促進の機構として都道府県ごとに営農農業機械ステーションを設置する」といふような書き方なんです。やはり、どう考えても、これは共同化といふことが経営の主体になる。これは社会党さんの結論としては当然のことだと私は思ふ。これは非常に勇氣のある一つの提案だと私は思ふ。しかしながら、日本の農村の実情にこれははたして適するか、これがわれわれの非常な疑問とするところなのであります。すなわち、われわれといふしましては、いろいろ日本の農業組織、たとえば日本は水田を中心とした耕作であつて、あの水田の中にステーション云々のような大きな機械を持つていたらどうするともできないといふのが、これは日本の農業の一つの宿命だとわれわれは考へておるのであります。従ひまして、われわれとしては、やはり、日本の農業の基盤、条件といふものに立脚してやる限りは、この自立経営といふものが中心でなければいけない。しかしながら、自立経営ではとても面積が小さくてだめなんだ、そういう方々は申し合

わせによつて何人か寄り合つて協同組織にする。われわれの方で協業と言つておりますが、これは共同組織と言つたつて一向かまわない。そういう言葉にわれわれとらわれておるのじゃない。しかしながら、われわれの方は、自立経営の農家といふものを中心としていこうじゃないかといふ、それに付属して副次的に協業的なものを望む者には協同組織としてやらせたいというのであります。先ほどあなたの方の案なら、こゝろのところがわれわれの方の案なのであります。先ほどあなたは共同的な点が非常に魅力的で社会党の案に賛成だとおっしゃつたですけれども、われわれの方もやはり協業をやりますから、そこに魅力を感じていはいはすだといふようなわけでありまして、特に、あなたの方の基盤、条件を今聞きますと、四反五畝が大體平均だといふ。そうすると、相当零細な農家の多いところでありまして、ある程度われわれの方の協業へ持つていって下さつても一向差しつかえない、こゝろいうようなことなのであります。

そういうようなことでありまして、われわれの協同経営には二つある。一つは部分的な協同経営でこれは先ほどあなたがおっしゃつたような形のものができる。これは近いところは機械でも何でもいけい。まず脱穀調整の機械のごときは最も典型的なものだし、薬品による共同防除のごときも典型的なものだ。しかしながら、経営といふものは、総合的な一主体としての総合責任を持つて、部分的に機械だけ共通にやる協同経営であるか、これははっきり峻別して議論しなければ、私は議論にならないと思ふ。そういう意味

で、やはり部分的な協同経営はもちろんわれわれの方の法案でもちゃんと認めておるのであります。そこで、やはり、日本の農業経営はどうしても今の自立経営による責任主体が中心にならないければだめなんだといふのがわれわれの信念でこゝろのような法案ができた。これが最も日本の実情に適するものではないか、先ほど埼玉県の方がおっしゃつた通りです。実際、たれが考えれば、喜んで共同経営として権利を提出する者があつたでしょうか。そればかりではない。もう一つは、能率も上がらないと私は考へるのであります。

そこで、私はお伺ひしておきたい。私は、社会党の方々と対決する最も大きい焦点は、自立中心の農業経営で協業を並立させていくのが日本の実情に適するか、それとも、社会党さんのように農業生産組合とか共同組織一本でそこへせびまともめようとなつてくるのが日本の実情に適するか、それをはつきりさせなければ私は議論にならないと思ふ。そこで、お伺ひしたい。どうか、これに対して、日本の農民心理、あるいは日本の農業経営の現実に即して、はたして社会党さんのような方向がいいか、それともわが自由民主党のつとめる方向がいいのか、これに対する御見解を一つお伺ひしたい。特に、あなたはデンマークの方に就いておられて、そして酪農をやつておいでです。酪農の場合のことは、一般の農作物を作る場合のことはある程度協業の意味があるのじゃないかと考へておるのですけれども、しかし、動物を養ふという場面は結局愛が根底になります。だから、これは協業

なりあるいは協同組合でいくといふことはなかなか至難であつて、私はこゝろの方向はとらすべきものではないといふことを常に考へておるものなんです。特にあなたの方の体験に基づいてこれに対する御見解をお伺ひできればと思ふのであります。

以上、部分的な方々と、共通の皆さんの御意見と、一つかわり番にお答え願へばと思ふのであります。

○江藤公述人 決してさういふあせりでなくて、私も実際に酪農もやつておりますし、養蚕もみんなやつておるわけでありまして。しかし、基本法を制定して、今まで政府あるいは農林省に勤めていた役人の方あるいは大臣の方、そんなに簡単に、基本法を制定したこゝろによつて考え方を改められるかどうか、こゝろ疑問を持つておるわけなんです。たとえば酪振法の改正を私たちは盛んに願つたわけなんです。しかし、結果的には、極端に申しますと、やはり資本家に牛耳られたような形の酪振法の改正が、草地造成だけを含めた中で改正されたという形を持つておるわけなんです。ですから、むしろ、農業基本法だけに頼らなければ現行の保護法がスムーズにいかないかどうかといふこと自体に、私は問題があるのじゃないかと思つております。さういふ意味で、少なくとも、基本法を通していく上においてやはり骨となるのは、現在の保護法が完全にさういふ保護法の立法精神にのつとめてほんとに履行されていゝなら、そんなに私は両者競合して騒ぐことではないと思ふのです。さういふ意味で、やはり私はさういふ点を疑うわけなんです。たとえば、なぜそれでは輸入ふすまを入れて、この百姓

が金を使つて東京へ来ておるそういう中では……

○坂田委員長 時間の都合がありますから、質問に対してお答えを願います。

○江藤公述人 そういふ意味で、現行法がやはりスムーズにいかない限り、基本法が成立してもむずかしい。こういうわけで、政府案に対しては何回も私は申し上げたわけでありました。

それで、共同経営という問題でございしますが、先ほど申しましたように、私のところは水田が百八十町歩くらいしかないわけでありました。政府に米の売り渡しも五十二俵くらいしか出ないわけで、広い農地のところの農業というものを育てておられないので、先ほど経営状態を申しましたように、私の部落はすでに部落単位に共同化の体制をとつております。そういう意味で、もう少しで専業化という第一段階を五年くらい経ておりました。酪農につきましてもすでに百七戸、養鶏につきましても百戸、豚につきましても六十戸、養蚕農家というものを今年専業農家を五戸やりまして、そういう中から専業化から共同化の方向へ走ろう、こういう自信を、山間地帯の段々畑の中で共同経営方式というものを打ち出したわけですから、私自体この基本法の条項の中で見ますと、先ほど申しましたように、非常に自分たちの行政地帯の面積の八割九分が県有地、公有地であるという中からしても、山林の開放が必要である。こういう点からみまして、すでに里山の開放以外にそうした官有地の開放等は絶対的に必要だ。しかし、そういう農地を取得する場合において、先ほど申しましたように、

もう私のところの農協には上部信用事業連から借りる担保が一つもない。こういう点から考えまして、今私たちがこういう状態の中で、要するに今のこの基本法の中にあるような自立的な農業経営規模を拡大していくならば、やはり国有地にすべからざるのじゃないか。それを貸すだけの金はないという点で、現行の段階にいま少し開ける道があるならば、私たちはもっと考えを持てるわけがございしますが、私は農協に奉職しまして八年になりますが、依然としてそういう下に来るほど苦しい中で、やはり協同組合を中心としての農業を育成している関係からして、やはり、そうした共同経営ということ、自分の経験の中から正しい、こういうふうな考えをもちまして、先ほど公述申し上げたわけでありました。

○清水公述人 共通の問題について御質問いただいた中で、まず共同化の将来性というか、農民心理から見た土地との関連のことですが、私は、デンマークの農民の考え、それから、日本に帰ってきてから、畜産経営を真剣にやろうとする青年層、わけでも私たちが前橋近郊の最近のいろいろな事例から見て、一方また若干学問的な面を見ただ中で言えることですが、土地は一つの資本財として農民が考えるというふうな可能性が今日出てきておるわけですね。従つて、いわゆる土地への無上な愛着、あるいは家畜への愛情愛着というよりなことは、だんだん、明治的教養人ならばいさしらず、そういう若い世代の農民は、資金不足があったからこそ、土地以外に資本財を持たなかつたということから、無上な、むしろ

な愛着を持つておるわけです。そういう意味で、価格主義政策などがしかれるとか、特に乳価などの問題で不安に感じたりと乳価というふうなものがないと資本財としての理解でどんどん提供して、より共同化で、過剰投資などを防ぎながら、労働生産性を上げていくという傾向がどんどん発展していくだろう、こう思っています。従つて、単に年配の人々の多くは割合に土地に非常な愛着を持つておるのですが、それは何かしら非経済的ないわゆる農本主義的なものじゃないか、こう思っているのです。それと、デンマークにおける場合にも、アメリカのあの政策、何といふか、そういう借款を得て、そして協同組合組織によるサービス・ステーションというものを農機具についはある段階でものを作つたのです。これはある段階でかなり役割を果たしておつたのですが、これと私がさつき言つたことと、正直なところ若干矛盾があるのですが、協同組合形態による農機具サービス・ステーションは今日加えた、個人のインフラストラクチャーを中心としたような農機具サービス・ステーションが発展してきておる。従つて、共同的な形で農機具サービス・ステーションは割合にデンマークでは長い期間にたえなかつた。こういう矛盾がありますが、しかし、それも、私がおつた五年前には、二十万戸の農家の中に四万台しかトラクターがなくて、あとはほとんど……現実には非常に重要視しているのですが、大体デンマークの規模では十五町歩以上でないといふ農機具

というものを持たないということからして、ほとんど大部分の農家は馬による耕作をしておつたのです。トラクターでなしに馬による機械化でしたのが、それがそういうふうになり、日本の場合と大へん違つておる。今、農民は、やたらに型を変えられて、新型のものを農機具メーカーからある意味では強制的に売りつけられるような形をもつておるという、そういうことから来る過剰投資をこの零細者の中で避けるためには、やはり、私は、かなり国家が援助した、国営とまで言わないまでも、そういう農機具サービス・ステーションが各地方々々にまでできる必要がある、こういうことで考えておるわけですね。大へん不十分でしたが、御回答申し上げます。

○小池公述人 さいぜん私が申し上げました通り、今また清水さんからもお話がありました。やはり、じいさま連中はなかなか共同に踏み切れない。無理をしてやるということにゆがみから妙な反動的な現象ができてくることを申し上げるつもりだったので、さつきもよく申し上げました。けれども、地域によつては、先ほどのお話の通り、非常に経営のケースが小さいところでは、これは共同化して、そして余剰労働力というものをどういふ方面にか——とにかく、百姓というやつは、投下する労働力というものの生産価値がどういふ形をとつても高ければ、そして零細経営でもそれが保てなければ、それが一番いいんじゃないかと私は考えております。そういう形にするためには、今のところ私の地帯では部分的な共同というのが一番うまくい

ております。極端な例ですが、養蚕の例を見ましても、現実には私最近までやつておつたのですが、養蚕業に対する政府の施策といふか、いわゆる養蚕対策で、桑を抜けば補助金をくれるというふうなことから、また養蚕に見切りをつけておりました。まだうちは細々やつておりましたが、よしたのがあるのが共同がくずれたわけですね。養蚕日数も大体二分の一にできるわけですね。その間、女どもの努力というものは、養蚕といふのは、やはり生きものだから非常に苦勞が多いのです。ところが、責任を持てるような飼育にたんのうな人が担当して、そうして種で分けて三齢まで置いて、うちへ持つていく、ほかの者は養蚕業にもう安々と携わつていくというふうなケースが非常にうまくいつております。部分的な共同は昔からやつております。それをさらに助長するといふ程度で、とにかくお互いがめづきがある。まあこの辺ならめづきがあるといふのが共同の限界じゃないかといふふうに私は考えております。そうして、あくまで自立経営ということではないかと、私たちが消えてなくなつたあと若い者はどういふふうな考えていくかわかりませんが、私自身、私の見通しで、私の地帯で今の段階では、自立農家プラス——プラスと言つて語弊がありますが、業、共同と申しても差しかえないと思ひますが、それが一番いい方法だといふふうな考えでおります。最近の例で申しますと、とにかく、私のところは、さつき申し上げましたように、米麦中心で、そのほか養蚕があり、さ

らに最近純然たる消費地がすぐ近くにもできております。住宅公団あたりができて一年に三万人も人口がふえたというところがありますので、非常に純然たる消費人口がふえております。そのために、蔬菜の需要、ことに果菜類の春ものあたりはかなり需要が多くて、東京までは持つてこれないというような現況になっております。しかし、そうしたものは、一人当たりを考へてみますと育苗というものはなかなか容易じゃありませんが、技術にたんのうな者が主任になって、そして共同育苗をして、それででき上がった苗を分けてやるということには、非常に経済的でしかも安全なものになっております。しかも、そうしたことが非常にいいのは、全然のしろうとの者でも、努力を提供することによって高度の技術を分けてもらうというよりな形で、すぐに経済的に非常にいい影響を与えておるようでありまして、私はそういうふうに考えております。

○坂田委員長 今の問題は、繰り返して言えはこういことだと思ふので、家族経営を充実していくということと並行的に、いわゆる協業化、共同化的なものをあわせていくのいいか、あるいは将来一体の共同組織の経営に全部移すのいいかという御質問だと思ふので、それに対して簡単に回答を願います。

○宮川公述人 結論だけを申し上げます。われわれの知っておる範囲におけるところの各国農業は、ほとんど家族経営を中心にやっております。従つて、日本の農業におきましては、将来家族経営というものを中心にしてやるべきだと信じます。ただし、特に第二種農業のような零細農業におきましての部分につきましては、主軸とした基幹農業を中心にした共同化というものは十分なり得ると存じます。だから、私は、二つの複合的な経営形態というものが生まれていくだろうと存じます。

○出原公述人 先ほど申し上げましたように、現実個人経営で満足して自信を持つて将来の見通しをつけている人も相当数いますし、それから、若い人は共同へ踏み切っている人もおります。一がい共同に踏み切る、個人経営だけに踏み切るというものは、どちらも行き過ぎだと思ひます。従つて、現実の事態に即応し、また、農業の中にもいろいろ何がございまして、種類によつても違ひますし、地域によつても違ひますから、一律化することは行き過ぎだと思ひます。

○木村公述人 私は、先ほど申し上げましたように、将来におきましては共同経営の方にいくべきだと思ひます。賛成をいたしてあります。それは、結局、現在までの農業の状態というものをさらに存続させ若干程度手を加えるというところであるとするならば、仰せのような家族労働的な農業経営にプラス生産過程の若干の共同ということに固に合ふかもしれないけれども、農村労働力というものが急激に減少している現在におきまして、しかも耕地が相当広がつていくということになりまして、婦人の労働というものはより一そう過重になつて参ると考えております。そこで、労働力の問題からいいます。やはり共同経営化していくべきだ。大きくなることによりまして、

機械もみんなの出資で入りまして、そして機械も年じゆり新しく改良されていきますので、この償却も早目にいたしまして、新しい機械を持つてやつていくという方向にいきたい。それから、生産物の点におきまして、あるいは農業のその時期々々の技術の点におきまして、ただ自分々々だけのいわゆる農業的な技術という形におきましては、その地帯、ある小範囲内においてはいいかもしれませんが、大きな面におきましては農村全体におけるところの経済という問題につきましては、やはり共同経営化の方向にいかなければならぬ。このためには、やはり、現在の協同組合の規模というものをもう少し大きくいたしまして、その協同組合が農民の要求にこたえられるような、酪農なら酪農専門に取り扱ふところの協同組合の中にある一部門ができ、あるいはまた、豚、養鶏、あるいは野菜、家畜というよりな、それぞれの専門的なものが大きくなった協同組合の中ならばできるというふうに考えます。同時に、部落におきましては、部落の組織形態というものがこの共同経営化の方向へ逐次移つていくならば、部落の組合というものが協同組合の部落拠点という形において構成されるということによつて、全体的に農業経済というものが向上できるというふうに確信しております。

○森田委員 皆さんの御意見を拝聴いたしまして大へん参考になりました。ありがとうございます。

○坂田委員長 角屋堅次郎君。

○角屋委員 午後、寺野党六人の公述人の御意見を承つたわけですが、いずれも、第一線にあつて直接農業に従事

し、あるいはまた農業諸団体の幹部をやつておられるだけありまして、いろいろ貴重な意見を承りまして、大へん今後の法案の審議に参考になつたわけでありまして。ただ、与党の方から出た方々には、これはけんそんであらうと思ひますが、十分法案の中身についても勉強してないしよくわからぬ、こういうふうな前提等もありましたけれども、私どもは、今度政府から提案になりました農業基本法と、数年来いろいろ慎重審議をして参りました自信を持つて提案をいたしました私どもの農業基本法、この問題については、私どもの法案においては、国際農業との競争の中で今日までいろいろな歴史的な経過もあり、農業が悪条件に置かれ、また、他産業との所得の格差が拡大しておる現状をどう打開をし、国際競争に十分耐え得る日本農業の発展をどうしていくかという前提に立つて、特に、今まで国の責任においてやるべき面がきわめて不十分、不徹底であるという点については、農業憲章ともいふべき農業基本法の中において、今後本腰を入れて国が責任を持つてやるべきことを明らかにすべきだ、こういう点から、第二条において国の責任をうたい、あるいは価格政策の問題についても、構造政策の問題についても、あるいは生産政策の問題についても、資料流通面の問題についても、国が直接責任においてやるべきことを明示していることは、法案の条文を見れば、私は明らかであらうと思ふ。私どもは、政府自民党から提案をされておる農業基本法は、農林漁業基本問題調査会で農業問題を討議して答申をしておる中身から判断をいたしま

しても、今日までとつてきたと称される農業に対する保護政策というものの、だんだん取りはずしていきながら、経済合理主義に基づいて農業の再編成をやらうという、そういう経済合理主義的な立場が法案の本文のあらゆるところに貫かれておるといふ点に重大な問題があるということから指摘しておるわけでありまして、午前中にも申し上げましたように、いみじくも自民党推薦で出た昨日の読売新聞の田中公述人の意見は、端的に自民党の基本法の本質というものを明らかにしたものでないか。そういう前提に立つた農業基本法ということになると、これは、先ほどどなたか言われましたように、酪農は酪農でなく苦農だというよりな皮肉の言葉まで言われまして、けれども、そういう農業の再編成による貧農の切り捨てなり、あるいはまた、残つたところの農業を自身の問題にいつても、依然として問題を包蔵するよりな形で打開をされない状態が長く続くのではないか、こういうふうな私どもは判断をしておりますので、これらの問題については十分本質の討議を今後とも慎重に続けなければならぬ、かように考えておるわけでありまして。

〔委員長退席、田口（長）委員長代理席〕

そこで、この際特に自民党推薦で出された公述人の方々に伺ひたい。たしなわけでありまして、所得の均衡という問題がよく言われるのでありますけれども、他産業との所得の格差、これはやはり所得均衡に持つていかなければならぬ。この点について、私は過般の池田総理に対する総括質問の中でも申したことでありますが、自

民党の農業基本法の中では所得均衡という言葉はどこにも条文上出てこない。生活水準の均衡ということはない。おられますけれども、ことさらに所得均衡ということについては法案の条文から逃げておる。具体的には予算委員会やあるいは本委員会の討議を通じて考えてみても、自民党の農業基本法の前提となるべき所得増進計画の中で、今後の農業の経済成長あるいは農業人口の減少、こういうふうなものをもってしても、今後十年間に農業の所得はせいぜい五割増し程度である、こういうことを池田総理も明言せざるを得ないという事態等もあって、また、きのうも公述人の意見では、田中公述人であったと思いますが、農業と他産業との所得均衡ということは将来とも絶対不可能なことである、こういうふうな前提等も述べられておったわけでありまして、この機会には自民党側の公述人にお伺いしたいわけでありまして、政府・自民党の農業基本法で今後進める場合に、農業と他産業との所得均衡ということが具体的に期待できるというふうにお考えであるかどうか、この点を一つお伺いしたいと思ひます。宮川さんから代表的に一つ。

○宮川公述人 代表的とおっしゃいましたが、私と違つた意見を持つていらつしやる方もおありかと思ひますので、どうぞお聞き取り願ひたいと思ひます。

所得均衡の問題は、これはむしろ少し問題でありまして、私自身でも長期の経済成長の過程というものを追ひつゝつかめません。しかしながら、われわれは、他産業との所得均衡ができるように、農業自体におけるところの活

動あるいは農業の外部におけるところの活動というものをにらみ合わせていかなければならぬと思ひますが、それでは一体何年後に同一水準に達するか、また、達するところの確信があるかどうか、さうおっしゃいます、私自身は今計数的にさういふ検討の数字は持ち合わせておりません。しかし、達せしめたいという熱情だけは持つておられます。さういふ意味において、農業の経営の拡大とかあるいは協業化という面を推し進めていきたい、こういうふうな思ひをお持ちです。

○角屋委員 なぜさういふことを聞くかと申し上げますと、御承知のように、政府の所得増進計画を見まして、第二次、第三次産業の経済の成長というものは八割ないし九割あるいはそれ以上に期待できるといふ。その場合においても農業部の経済成長はせいぜい二・九割程度である、さういふことで、実際問題として農業と他産業が同一条件で出発してずっと進んでいくといたしますと、経済の成長部面から相当な開きが出てくる。さういふふうな産業本来の性格というものを国の責任においてさういふふうな農業政策としてカバーするか、さういふことが非常に重要になつてさういふと思ひます。その農業政策の本来の政治の部面があると思ひます。その重要な一環として、たとえば価格政策というふうな問題が一つ出てくる。ところが、政府・自民

党の価格政策の部面を見ると、私どもの判断としては、需給均衡に前提を置いた価格政策をこれからさういふことで、私どもが明らかに言つていふように、生産費及び所得補償方式を原則とする価格政策を貫いていこうとい

う考え方を堅持しておられない。今までとつてきた食糧制度の問題について、米麦飼料等についての生産費・所得補償方式を前提に置くような価格政策においては、今後は修正がなされるのではないかと、さういふことが懸念されてきた米麦等においてさういふことである。今日まで農民所得の大宗をなしてきた米麦等においてさういふこと、さういふふうな前提から言つた場合に、私どもは、政府・自民党の農業基本法が今後進められる場合において、所得格差というものは縮まるのでなく、ますます拡大をする危険性が包蔵されてくるのではないかと、さういふことを率直に言つて心配するわけです。さういふ面について一つ御所見をさらに承りたいと思ひます。今度は出原さんにお願ひします。

○出原公述人 社会党がおっしゃる新しい意味における保護政策ということも理解できないではないんですが、ただ、それを国の責任において直接なさる方がよいのか、あるいはまた、低利資金とか金融面とか、さういふ面ではなさる方がよいのかということについては、私はなかなか割り切れません。従つて、あまり氣負ひ立つて、国でなさるというところがさういふこと、下手にいつたらちよつと引つ込みがつかぬのではないかとさういふ心配がある。英国では、御承知のように、私は数字がさういふと記憶違いかもしれませんが、三千億の農業用の財政の中で、農民は五百億しかない、あと二千五百億はほかから補給されているということ、国が直接なさるならぬでも、さういふことを聞いておられますので、その辺は一つ十分御研究いただきたい。

○角屋委員 私は、国の責任においてやるという面は、従来の日本の農業をめぐる諸条件の中で、今日悪条件に置かれていゝ農業問題を打開するためには、当面相当な期間、国際競争力に耐える日本の農業基盤というものを、さういふ整備するまでは、国が相当責任を持つてやつていかなければならぬといふことであらうかと判断しておるわけですが、ただ、これは論議になってはいます。たゞ、これは御承知のように、所得増進計画の中における行政投資が十六兆一千三百億の中で、わずかに農林水産業関係の投資については一兆円しか予定してないといふふうなことが大問題になる。さういふふうなことで、さういふかどらかという問題もあるし、いろいろ所得増進計画とからめて、あるいは農業近代化小委員会等の議論の中身に入つて検討してくると、幾多の問題を含んでおることは御承知の通りだと思ひます。同時に、政府・自民党の農業基本法の中で構造改善、――私どもも言つておる構造改善という問題が一つの焦点になつておることは御承知の通りですけれども、農地造成問題については、出原さんは相当積極的に農地造成についてもやつていかなければならぬという立場でございましたが、小池さんの方は、農地造成というものはあまり積極論でもなかつたように聞かれます。その二町なり二町五反の自立農家を百万戸作るといふ一つの政府・自民党のプラン、さういふものは、今日二町なり二町五反以上の農家が全体の中できつめて僅少であるといふものを、百万戸程度まで作らうといふ場合におきましては、相当な農地の

移動というものが考えられる。それが今日いふゆる農業をめぐる前提条件の中で容易にできるものであるか、あるいは容易にできないものであるかとするならば、さういふ面を打開するといふ前提条件が必要であると考えられるが、これらの問題について一つお伺いをいたしたいと思ひます。この点は一つ代表的に小池さんの方から……

○小池公述人 ただいまの御質問の要旨は、自立農家の育成、しかもその構造のケースというものを二町とか二町五反とかで百万戸といふようなことだと思ひます。私ども考えておりますのは、さういふから申し上げておきますように、大所高所からものを考えて国の施策といふようなことに参画したこともないのでございまして、あまり詳しくは申し上げられません。しかし、自分の気持ちから申し上げますと、さういふ一朝一夕に、今政府が考えていらるような百万戸の自立経営農家といふことは至難だと思ひます。しかし、これは、さつきの質問にちよつと逆戻りしますけれども、とにかく、所得の面を考へてみても、イギリスの例がはつたようですが、私も数字をあまりはつきり申し上げられませんが、イギリスにおいては、農業所得が、邦貨に換算して、大体少ないので、三千五百億と聞かされております。ところが、国が農政につき込む金額は幾らかといふと、三千億だ。要するに、農民全体をまわることがなされるような形で農業保護といふものがなされておると聞かされて、私たちはほんとりによだれの出るような思ひがいたします。しかし、それをよく考へてみますと、イギリスにおきましては、

移動というものが考えられる。それが今日いふゆる農業をめぐる前提条件の中で容易にできるものであるか、あるいは容易にできないものであるかとするならば、さういふ面を打開するといふ前提条件が必要であると考えられるが、これらの問題について一つお伺いをいたしたいと思ひます。この点は一つ代表的に小池さんの方から……

移動というものが考えられる。それが今日いふゆる農業をめぐる前提条件の中で容易にできるものであるか、あるいは容易にできないものであるかとするならば、さういふ面を打開するといふ前提条件が必要であると考えられるが、これらの問題について一つお伺いをいたしたいと思ひます。この点は一つ代表的に小池さんの方から……

全人口の五％しか農業人口がないというところも聞かされておりますので、イギリスの経済力をもつてすればそれくらいのことではあるじゃないかというふうに私は考えております。翻つて、わが国でそれを考えてみますと、現在のところ、三七、八％の農業人口というものがあつて、経済成長率はあるいは世界一高いかもしれないが、しかし、成長の量というものを考えた場合には、まだまだそこまで、——われわれやつてもらいたいけれども、農業保護というものは期待できないのだと、私は謙虚な気持ちで思ひます。

それから、さらに、今の構造の問題ですが、私は詳しく数字を存しておりません。どのくらいいいわるい自立経営農家というものがあるのか、(角屋委員「三十万前後」と呼ぶ)三十万前後だと申しますけれども、そのうちには、地域、環境によつて五反でもりつばな自立経営農家というものはあるはずだと思ひます。現に私のところにあるならば、二反でも百万円の収益をあげていれば、これはりつばな自立農家だと思ふのであります。そういうものを考えれば、私は、面積にこだわらずして所得をもつて自立経営農家というものを律すべきだということを先ほど申し上げたわけでありませう。

○角屋委員 われわれの方から推薦をしております方々に対してもいろいろ陳述の点について質問をすればいいのですが、時間の関係もありますのでこの程度にいたしますが、いすれにいたしましても、きょうおいでになつた午後の方々は、それぞれ第一線にあつて直接農業に従事され、また、農業諸団体の幹部としていろいろ第一線におけ

る指導をされておられる方々の御意見でありまして、大へん具体的な問題にまで触れられ、私どもの今後の委員会の審議に非常な参考になつたことを感謝申し上げます。質問の時間も限定されておりますので、この程度で私の質問は終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○田中(長)委員長代理 これにて公述人各位に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位に一言ごあいさつ申し上げます。今日は御多忙中のところ御出席をいただき、長時間にわたつてきわめて貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

明日は午前十時より開会することとし、今日はこれにて散会いたします。

午後五時二十六分散会

昭和三十六年四月二十六日印刷

昭和三十六年四月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局